

とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020

平成 28 (2016) 年 3 月

(平成 31 (2019) 年 3 月改定)

栃木県

県民の皆様へ



近年のICT(情報通信技術)の急速な進展は、私たちの生活様式に大きな変化をもたらすとともに、新たなビジネスモデルの創出など、将来にわたって活力のある社会の実現につながるものと期待されております。

このため、本県では、ICT 施策を計画的、総合的に推進していくための指針として「とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020」を平成 28(2016)年 3 月に策定し、ICT を活用した県民の利便性向上や行政運営の効率化などに取り組んで参りました。

こうした中、昨今のスマートフォンの急速な普及、IoT、AI、ビッグデータの実用化の進展など ICT を取り巻く環境が急激に変化しており、また、平成 28(2016)年 12 月に「官民データ活用推進基本法」が施行され、インターネット等を通じて流通する多様かつ大量の情報を一層効果的に活用していくこととされました。

こうした状況を踏まえ、本県においても、県民の多様なニーズを捉えつつ、官民データの適正かつ効果的な活用による地域活性化や地域課題の解決を図っていく必要があることから、この度、「官民データ活用推進基本法」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」として、プランを改定することとしました。

今後も、プランで定める ICT 施策の方向性(「ICT による県民のくらしの質の向上」)、及び 2 つの基本目標(「ICT を活用した県民の利便性の向上と活力の創出」、「ICT を活用した行政運営の効率化」)の実現を目指し、ICT の新たな動向を積極的に取り入れながら、様々な ICT 施策を展開して参ります。

県民の皆様をはじめとして、国や市町等行政機関、企業、関係団体の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成 31(2019)年 3 月

栃木県知事 福田 富一

改定版 とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020 目次

第1 基本的な考え方	
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 地域情報化計画策定の経緯	2
第2 情報通信の動向	
1 ICT の急速な進化	4
2 国の ICT 施策の動向	8
第3 栃木県の情報通信の現状	
1 情報通信基盤の整備、利用状況	11
2 情報化推進施策の現状	11
3 新たな計画策定の必要性	16
第4 栃木県の今後取り組む ICT 関連施策	
1 ICT 施策の方向性	19
2 基本目標	20
3 具体的取組	21
基本目標 I ICT を活用した県民の利便性の向上と活力の創出	
I-1 教育	22
(1) デジタル教材の活用	
(2) 教員の ICT 活用指導力の向上	
(3) ICT を活用した学習の推進	
I-2 産業振興	23
(1) 県内企業の成長支援	
(2) 観光業の振興	
(3) 農業の振興	
I-3 保健・医療・福祉	29
(1) 保健・医療・福祉情報の発信	
(2) 地域医療連携及び医療・介護連携ネットワークシステムの推進	
(3) 生活保護等版レセプト管理システムの運用	
(4) 視覚障害者向け音声コード等普及支援	
I-4 防災・安全	32
(1) 防災情報の発信、防災対策の推進	
(2) 防犯情報の発信	

(3) 交通情報・事故情報の発信	
I-5 環境・暮らし	34
(1) 環境情報の発信	
(2) 暮らしの情報発信	
(3) 県民の ICT 利活用への支援	
I-6 県政情報・行政手続	37
(1) 県政情報の発信	
(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供	
基本目標Ⅱ ICT を活用した行政運営の効率化	
Ⅱ-1 業務効率化と情報システムの最適化	41
(1) 庁内情報システムの最適化	
(2) 共同利用型基盤の運用・管理	
(3) 働き方改革や業務効率化のための ICT の活用	
(4) 庁内保有データの活用	
(5) マイナンバー制度の運用	
(6) ビッグデータの活用	
(7) ICT 活用推進人材の育成	
(8) 自治体クラウドの推進	
Ⅱ-2 情報セキュリティの強化	43
(1) 情報セキュリティの強化	
Ⅱ-3 災害等に強い情報システムの確立	43
(1) 災害時等における ICT 部門の業務継続	

第5 プランの推進体制

1 栃木県情報化推進本部	45
2 栃木県市町村情報化推進協議会	45

1 基本的な考え方

1-1 策定の趣旨

県は、地域の情報化を推進するため、国の情報化戦略や情報通信技術の動向等にも留意しながら、これまで「栃木県地域情報化基本計画（2001）」をはじめとする情報化計画を通じて、地理的情報通信格差の解消や情報活用能力の向上など必要な取組を進めてきました。

このうち、情報化施策を展開する上で必要となるブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤については、平成 26(2014)年度までに県内全域で整備された状況にあります。

今後は、これまでに整備された情報通信基盤を含め、ICT（Information and Communication Technology）^{※1}、すなわち情報通信技術を有効に活用して、地域の特性や多様化する県民ニーズに対応した利便性の高い県民生活の実現を図るとともに、地域経済・社会の活性化や地域の課題（少子高齢化、災害対応等）の解決を図る必要があります。

また、地方自治体内部においては、ICT を活用した行政運営の効率化や透明性の向上などの業務改善を含めた電子自治体の推進を図ることが課題となります。

ICT は進展が著しく、ICT を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想されますが、本県の現状を整理・確認しながら、今後求められる情報化方策を計画的、総合的に推進するための指針として「とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020」（以下「プラン」という。）を平成 28(2016)年 3 月に策定いたしました。

また、昨今のスマートフォンの急速な普及や IoT^{※2}、AI^{※3}、ビッグデータ^{※4}の実用化の進展など ICT を取り巻く環境の急激な変化、「官民データ活用推進基本法」の施行（平成 28(2016)年 12 月）等の国の動きを踏まえ、官民データ^{※5}の適正かつ効果的な活用による地域活性化や地域課題の解決を図るため、平成 31(2019)年 3 月にプランを改定することといたしました。

※1 ICT：IT（Information Technology）にコミュニケーション（Communication）を加え、コンピュータの技術論だけでなく、ネットワークを有効に活用した利用論を含めた定義に用いられる。ただし、厳密に使い分けられている訳ではなく、同義で使用されることがあり、そのため、以降のページにおいて ICT と IT の両方の記載がある。

※2 IoT：Internet of Things の略。パソコンやスマートフォンに限らず、センサー、家電、車など様々なモノがインターネットでつながること。

※3 AI：Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。

※4 ビッグデータ：ソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーによる測定データなど、膨大で複雑な従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。

※5 官民データ：電磁的記録に記録された情報であって、国、地方公共団体又はその他事業者により、管理され、利用され、又は提供されるもの。

1-2 計画の位置付け

プランは県の総合的な情報化推進計画であり、「官民データ活用推進基本法」に基づく都道府県官民データ活用推進計画とします。

プランに基づき、県政の基本指針である「とちぎ元気発信プラン」に掲げる「重点戦略」の目標実現に向けて施策を推進していくこととします。

また、プランに掲げる情報化施策は広く県全体で推進する必要があることから、国、市町等行政、通信事業者、企業、団体、県民の皆様に対してもプランの目指す方向性やイメージを共有してもらえよう、協力をお願いしていきます。

1-3 計画の期間

プランの計画期間は、平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度までの5年間とします。

1-4 地域情報化計画策定の経緯

「栃木県地域情報化基本計画（2001）」（平成 13(2001)年 3月）

（計画期間：平成 13(2001)年 4月～平成 18(2006)年 3月）

【計画期間中の目標】

いつでも、どこでも、だれでも、必要な情報やサービスを手軽に活用できる高度情報通信ネットワーク社会の実現

【長期目標】

- ・だれでもが安心して暮らせる地域社会
- ・だれでもが生きがいを感じられる地域社会
- ・豊かさと活力のある地域社会

「とちぎ IT プラン」（平成 15(2003)年 10月）

（計画期間：平成 15(2003)年 10月～平成 18(2006)年 3月）

【長期目標】

ユビキタスネットワーク社会の形成（IT 活用型社会の構築）

※「とちぎ IT プラン」は「栃木県地域情報化基本計画（2001）」の施策見直しを行ったものであり、計画期間中の目標は、栃木県地域情報化基本計画(2001)と同じである。

「とちぎ IT プラン（Ⅱ期計画）」（平成 18(2006)年 3月）

（計画期間：平成 18(2006)年 4月～平成 23(2011)年 3月）

【目標とする地域社会像】

いつでも、どこでも、何でも、誰でも必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の実現

【基本目標】

- IT を利活用できる環境等の整備
- IT を利活用した豊かで活力ある地域社会の実現
- IT を利活用した安全・安心で利便性の高い県民生活の実現

「とちぎ ICT 推進プラン」（平成 23(2011)年 3 月）

（計画期間：平成 23(2011)年 4 月～平成 28(2016)年 3 月）

【目指す地域社会の姿】

ICT による県民のくらしの質の飛躍的な向上

【基本目標】

- ICT を活用した県民の利便性の向上
- ICT を活用した行政コストの縮減・質の向上

2 情報通信の動向

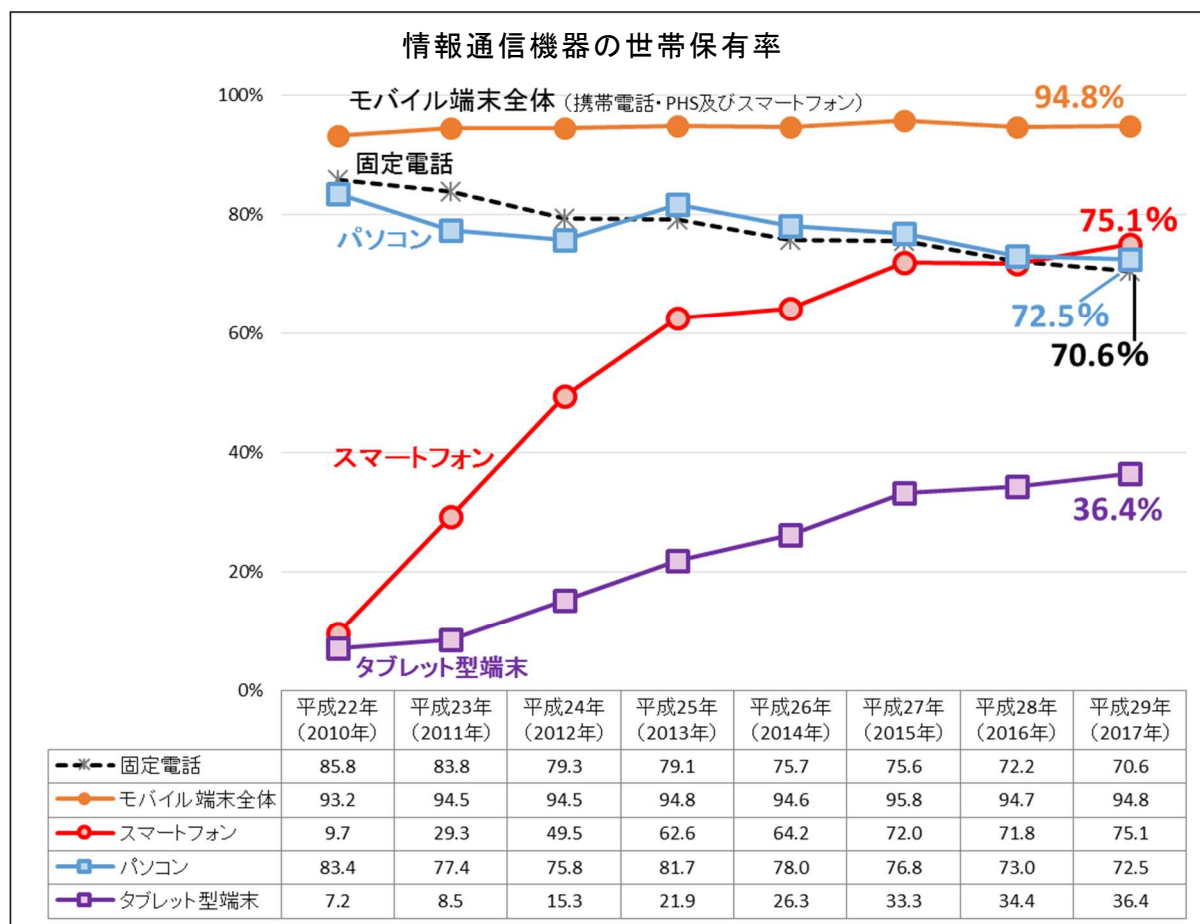
2-1 ICTの急速な進化

2-1-1 インターネットの利用動向とスマートフォンの急速な普及

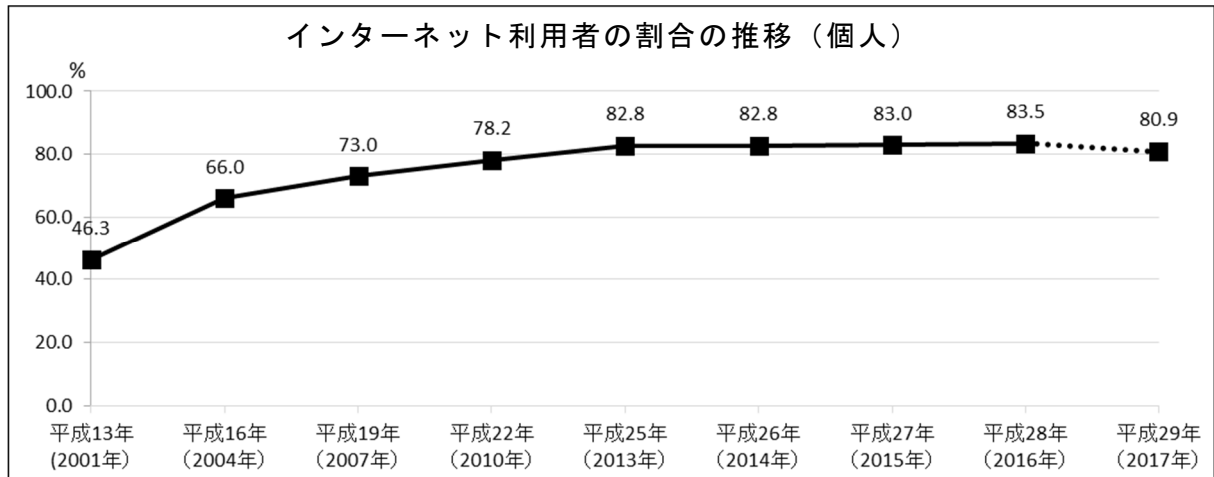
総務省の「平成 29(2017)年通信利用動向調査」によると、平成 29(2017)年末における情報通信機器の保有状況は、携帯電話などモバイル端末は 94.8%、特に、スマートフォンの普及が著しく、同年末のスマートフォンの保有率は 75.1%と、パソコンの 72.5%より高くなり、初めてパソコンの値を上回りました。

インターネット利用率を見てみると、平成 13(2001)年末のインターネット利用の人口普及率は 46.3%でしたが、平成 29(2016)年末では 80.9%となっています。

また、端末別のインターネット利用率は、「スマートフォン」(59.7%)が最も高く、「パソコン」(52.5%)の利用率を上回っています。

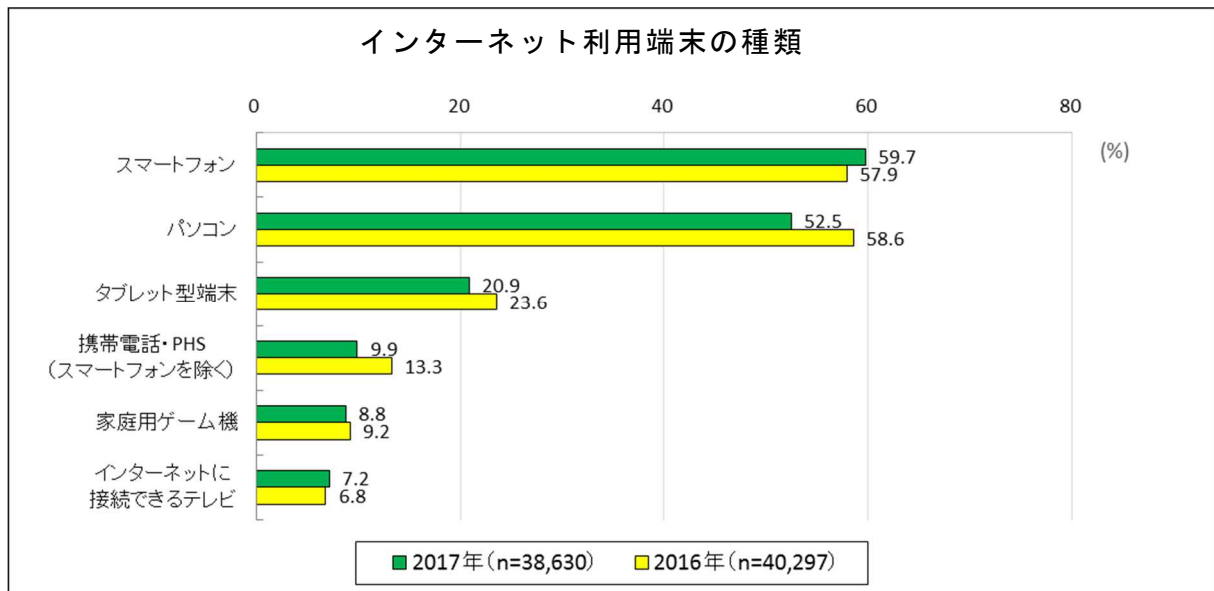


(出典) 総務省「通信利用動向調査」



※平成29（2017）年調査では高齢者層の回答が増加したことによる回答傾向の変化等があったことから、経年比較に関しては注意が必要

（出典）総務省「通信利用動向調査」

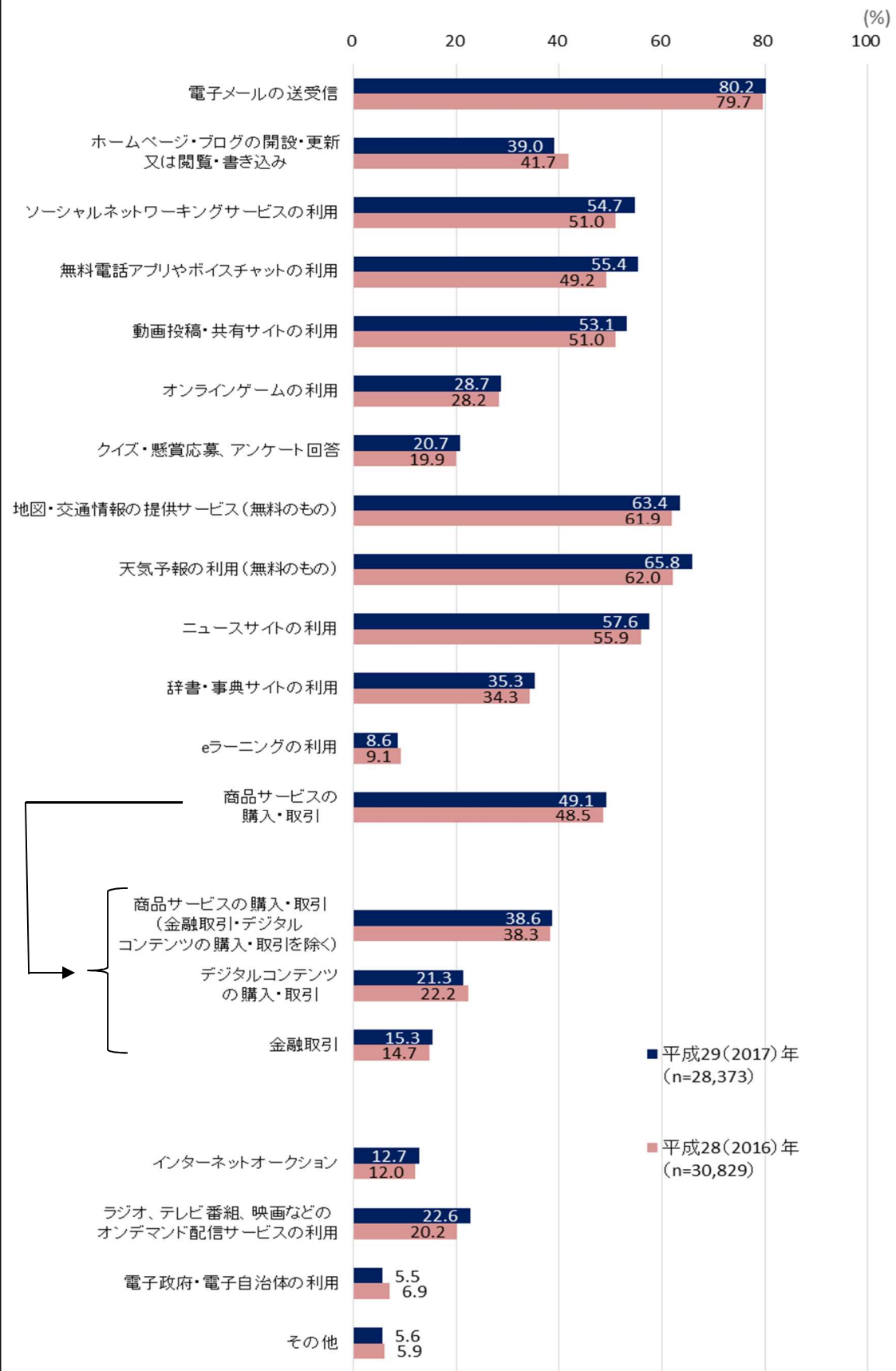


（出典）総務省「通信利用動向調査」

2-1-2 個人における ICT 利用の現状

総務省の「平成29年通信利用動向調査」の結果によると、インターネット利用者のインターネットの利用目的・用途では、「電子メールの送受信」の割合が80.2%と最も高く、次いで「天気予報の利用（無料のもの）」（65.8%）、「地図・交通情報の提供サービス（無料のもの）」（63.4%）となっています。

インターネットの利用目的・用途（複数回答）

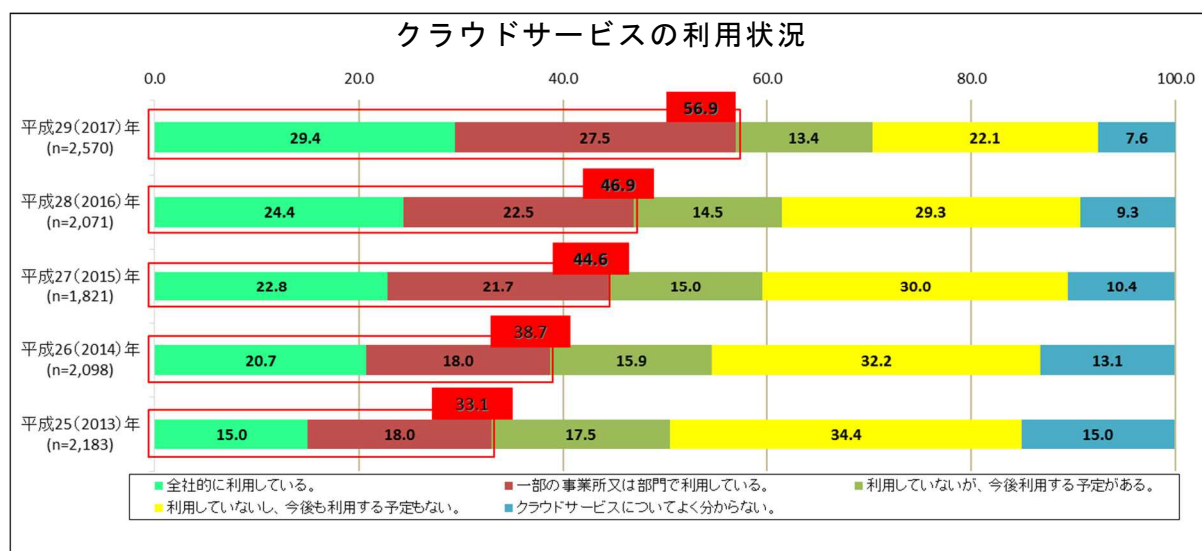


(出典) 総務省「平成 30 年情報通信に関する現状報告」

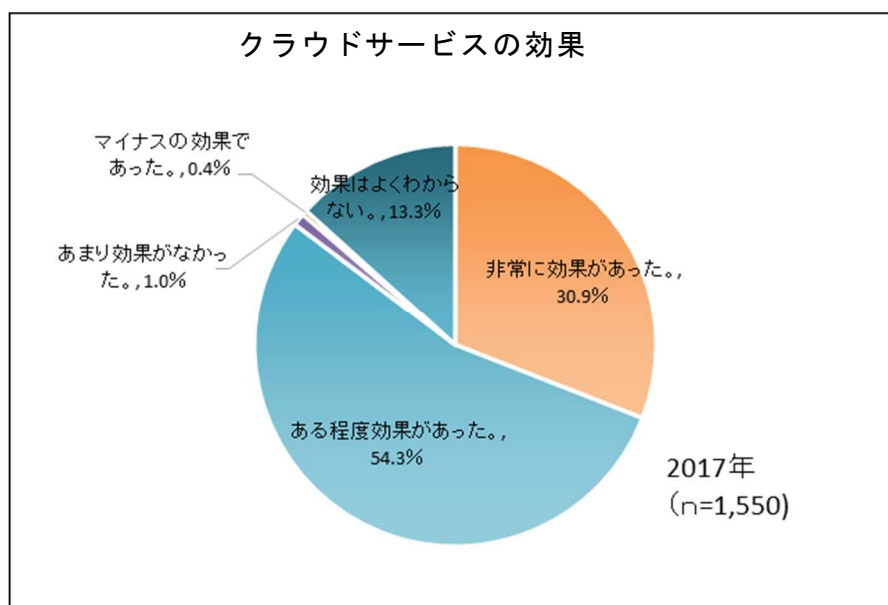
2-1-3 企業におけるクラウドサービスの利用動向

クラウド^{※6} サービスを一部でも利用している企業の割合は、56.9%となり、前年の46.9%から10ポイント上昇しています。

クラウドサービスを利用する企業のうち、「非常に効果があった」又は「ある程度効果があった」として、効果を実感している企業の割合は82.5%であり、多くの企業で効果を実感しています。



(出典) 総務省「通信利用動向調査」



(出典) 総務省「平成 29 年通信利用動向調査」

^{※6} クラウド：クラウドコンピューティングを略した呼び方。データやアプリケーション等のコンピュータ資源をネットワーク経由で利用する仕組みのこと。

2-2 国の ICT 施策の動向

国では、平成 13(2001)年に「高度情報通信ネットワーク形成基本法（通称 IT 基本法）」を施行するとともに、IT 総合戦略本部を設置し、各種情報通信政策を推進しています。

具体的には、5 年以内に世界最先端の IT 国家になることを目指した「e-Japan 戦略」（平成 13(2001)年）の策定をはじめ、平成 15(2003)年には、IT の利活用により、元気・安心・感動・便利社会を目指す「e-Japan 戦略Ⅱ」を策定するなど、これまで随時戦略や重点計画等を策定してきました。

また、平成 27(2015)年 6 月には、

- 1 IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会
- 2 IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会
- 3 IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会
- 4 IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

を柱として、目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を推進する「世界最先端 IT 国家創造宣言」を閣議決定しました。

【これまでの国の IT 戦略】

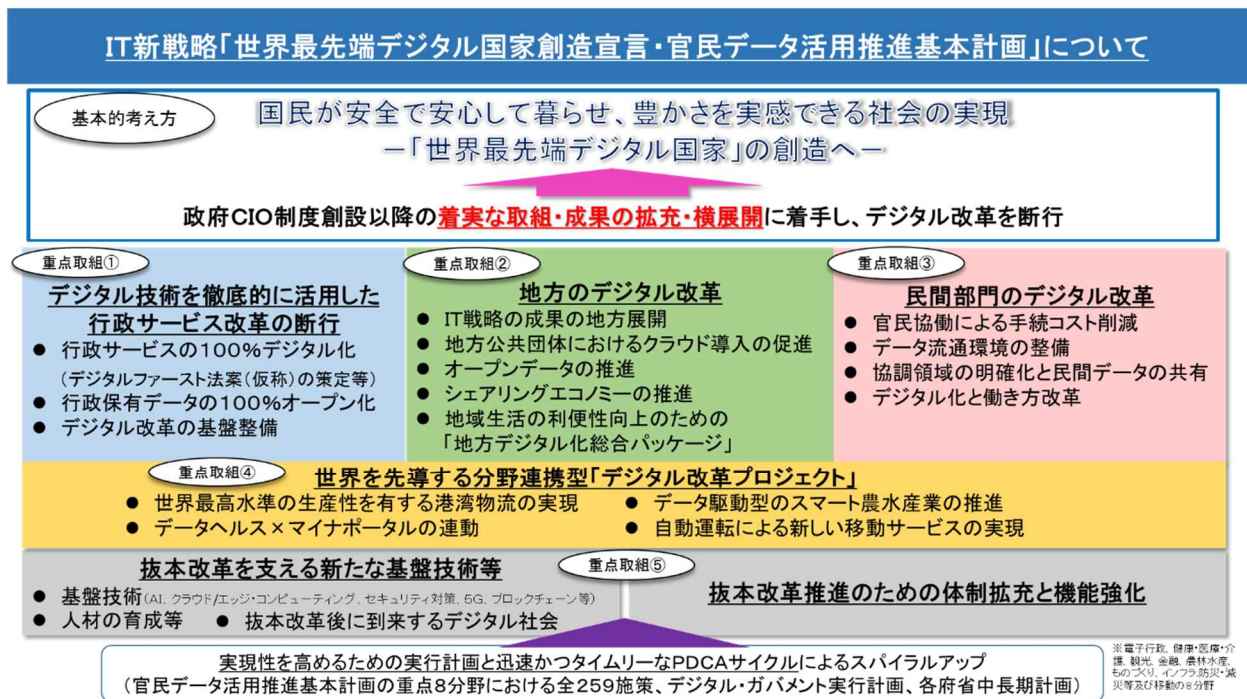
年月	戦略名	基本理念・重点分野（施策）
H12(2000).11	IT 基本戦略	5 年以内に世界最先端の IT 国家となることを目指す 〔IT インフラ整備〕
H13(2001). 1	e-Japan 戦略	
H15(2003). 7	e-Japan 戦略Ⅱ	IT 利活用により「元気・安心・感動・便利」社会を目指す 〔IT 利活用推進〕
H18(2006). 1	IT 新改革戦略	いつでも、どこでも、誰でも IT の恩恵を享受できる社会の実現 〔IT の構造改革力の追求〕
H21(2009). 7	i-Japan 戦略 2015	国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現
H22(2010). 5	新たな情報通信技術戦略	新たな国民主権の社会の確立
H25(2013).6	世界最先端 IT 国家創造宣言	世界最高水準の IT 利活用社会の実現
H26(2014).6	世界最先端 IT 国家創造宣言 改定	世界最高水準の IT 利活用社会の実現
H27(2015).6	世界最先端 IT 国家創造宣言 再改定	未来社会の産業構造、社会変革の中心としての IT 利活用 社会的課題の解決と実感できる「真の豊かさ」の実現

H28(2016).12	官民データ活用推進基本法公布・施行	官民データの適正かつ効果的な活用を推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。
H29(2017).5	世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	全ての国民が IT やデータの便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」～「データ」がヒトを豊かにする社会～の実現
H30(2018).6	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現－「世界最先端デジタル国家」の創造－のため、政府自らが徹底的にデジタル化に取り組むとともに地方・民間にも波及を図る。

国では、平成 28(2016)年 12 月に「官民データ活用推進基本法」を制定・施行し、平成 29(2017)年 5 月には「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しました。

平成 30(2018)年 6 月には「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」として変更し、「最先端デジタル国家の創造」に向けて、IT を活用した社会システムの抜本的改革に取り組んでいるところです。

【「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 30(2018)年 6 月）の概要」



(出典) 内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室資料

2-2-2 マイナンバー制度の導入

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

社会保障・税・災害対策の各分野でマイナンバー制度を導入することにより、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる、IT を活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られるなどの効果が期待されています。

なお、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できるものとして整備されるマイナポータル（情報提供等記録開示システム）が、平成 29(2017)年 11 月に本格運用を開始しました。

3 栃木県の情報通信の現状

3-1 情報通信基盤の整備、利用状況

3-1-1 ブロードバンド基盤

光ファイバ等により高速で大容量のインターネット通信が可能な県内の FTTH^{※7}等の固定系超高速ブロードバンド利用可能世帯率は、平成 29(2017)年度末時点で 100%となっています。また、LTE^{※8}等の移動系超高速ブロードバンドについては、利用可能人口率が同時点で 99.8%となっています。（総務省「平成 29年度末ブロードバンド基盤の整備状況」より）

3-1-2 携帯電話、スマートフォン等

平成 30(2018)年 3月末時点で、県内の携帯電話の利用可能世帯率は、概ね 100%に達しています。（栃木県調べ）

また、県内のスマートフォン及びタブレット型端末の世帯普及率は、平成 26(2014)年末時点でそれぞれ 71.9%、30.8%となっていました。平成 29(2017)年末では、それぞれ 76.0%、35.8%となっています。（総務省「平成 29 年通信利用動向調査」より）

3-1-3 インターネットの利用状況

個人ごとのインターネットの利用状況を見ると、県内のインターネット利用者の割合は、平成 29(2017)年末時点で 79.3%となっています。

また、県内のインターネット利用者が、どの端末でインターネットを利用しているかを見ると、平成 29(2017)年末時点でスマートフォンが 57.8%、パソコンが 49.2%、タブレット端末が 19.5%、携帯電話（PHS などを含む。）が 9.5%^{※9}、となっています。（総務省「平成 29 年通信利用動向調査」より）

3-2 情報化推進施策の現状

平成 23(2011)年度からの情報化推進計画である「とちぎ ICT 推進プラン」において、「ICT を活用した県民の利便性の向上」と「ICT を活用した行政コストの縮減・質の向上」を基本目標として、県では以下のような取組を実施してきました。

また、前年度の実績と当該年度の計画を記載した「とちぎ ICT 推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を毎年度作成・公表し、PDCA サイクルによる

※7 FTTH：Fiber to the Home の略。通信事業者の設備から一般住宅までを光ファイバーケーブルでつなぐアクセス方式。

※8 LTE：Long Term Evolution の略。携帯電話通信規格の一つで、第 3 世代携帯の通信規格（3G）をさらに高速化したもの。

※9 複数回答のため、合計は 100%を超える。

プランの進捗管理を行っています。

3-2-1 県民の利便性の向上

(1) 保健・医療・福祉の情報化

県内の医療機関及び薬局に関する情報を、県民がわかりやすく検索・閲覧できるよう、ホームページを通じて提供しています。

また、栃木県医師会が構築した医療機関間ネットワーク「とちまるネット」について、栃木県医師会が中心となって、医療機関間の連絡・調整を図りながら運用しています。

(2) 安全・安心な生活の実現

気象や地震等に関する防災情報について、配信内容を充実させながら、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、登録した県民に対して情報提供しています。

また、県警察本部では、県警ホームページにおいて、犯罪の発生、被害の防止方法等に関する地域安全情報を広く県民に向けて発信しています。

(3) 学校教育の情報化

県総合教育センターでは、ホームページ上に掲載している教職員向けのデジタル教材のコンテンツの充実を図っています。

また、学校のICT活用に関する調査研究や教職員のICT活用指導力向上に関する研修を実施しているほか、児童生徒の情報モラルの育成を図るため、指導者研修等を実施しています。

(4) 多様化する県民ニーズへの対応

多様化する県民ニーズへの対応として、次の取組を行っています。

① 情報発信の充実

県ホームページにおいて、コンテンツマネジメントシステム(CMS)^{※10}を導入し、内容の充実や迅速な更新を図りながら県政情報を発信するとともに、ホームページのデザイン改善や外部評価の活用により、利用者の利便性向上につながる改善を実施しています。

② 新たな広報媒体の活用

ツイッター、フェイスブック等の多様な広報媒体を活用し、県政情報をより広くリアルタイムに発信しており、例えば、県のマスコットキャラクター「とちまるくん」のツイッター及びフェイスブックでは、本県のイメージアップやブランド力の向上を

^{※10} CMS : Contents Management System の略。ホームページの管理を簡単に行うために使用されるソフトウェアの総称。

図るため、とちぎの元気・魅力・実力を広く情報発信しています。

さらに、観光・地域情報、県政情報に関する動画や本県プロモーション映像等をYouTube「栃木県チャンネル」等で配信しており、配信動画の充実を図っています。

■ ツイッターにより、次の情報を発信しています。

- ・とちまるくん とちぎの元気・魅力・実力
- ・とちキャラーズ とちぎマスコットキャラクターズ（とちキャラーズ）のイベント等の情報
- ・ベリーマッチとちぎ 栃木県への移住・定住に関する情報
- ・栃木県広報課 県ホームページに掲載した新着情報及び報道発表
- ・栃木県立美術館 美術館の企画展やテーマ展のイベント等の情報
- ・栃木県立博物館 博物館の企画展やテーマ展のイベント等の情報
- ・ナイチュウ^{※11} 障害者の就労支援や社会参加に関する情報
- ・栃木県農政部 食と農に関する情報等
- ・栃木県選挙管理委員会 県内で実施される選挙や選挙啓発活動等の情報

■ フェイスブックにより、次の情報を発信しています。

- ・とちまるくん とちぎの元気・魅力・実力
- ・ベリーマッチとちぎ 栃木県への移住・定住に関する情報
- ・とちぎの百様 魅力ある本県の100の地域資源情報
- ・とちぎボランティア
NPOセンター「ぽ・ぽ・ら」 社会貢献活動や協働に関する情報
- ・くらし安全安心とちぎ 防犯や交通安全、消費生活等に係る情報
- ・栃木県立美術館 美術館の企画展やイベント情報
- ・とちぎ森づくり情報センター 森づくりに関するイベント等の情報
- ・健康長寿とちぎ 健康づくりに関する情報
- ・We Love とちぎプロジェクト 県内各地の体験・体感できる観光の魅力

■ ブログにより、次の情報を発信しています。

- ・とちまるくん とちぎの元気・魅力・実力
- ・とちぎナイスハートニュース 障害者の就労支援や社会参加に関する情報
- ・県立県央産業技術専門校ブログ 県立県央産業技術専門校で行われる各種イベントの情報等
- ・栃木のうんまいもの食べ歩き 県産農産物を使用した商品や提供する店舗情報等
- ・プロ農家向け会員制ブログ 営農や経営に関する情報や気象災害に対する農作物被害の防止対策等

※11 ナイチウ：とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター。

■ユーチューブにより、次の情報を動画配信しています。

- ・栃木動画配信局公式チャンネル とちキャラーズのメンバーが紹介する各市町の名所や名物等
- ・栃木県チャンネル 観光・地域資源、県政情報に関する情報等
- ・栃木県立美術館公式チャンネル 美術館の企画展の案内等

■メールマガジンにより、次の情報を発信しています。

- ・つぎつぎ“とちぎ”メール 県からのお知らせやイベント・グルメ情報等
- ・とちぎのエコ・もり 県の環境や森づくりのイベント情報等
- ・とちぎ Doctor's Hot Line 医師や医師を目指す学生を対象にした県内の臨床研修病院に関する情報等
- ・いい仕事いい家庭
つぎつぎとちぎ通信 仕事と家庭の両立に関するセミナーや支援制度の情報等

③ 行政手続インターネットサービスの提供

■ 電子申請・届出等の取組

県民が自宅等に居ながら申請書のダウンロードや県に対する各種申請・届出ができるよう「電子申請システム」の取組を進めています。

機器を保有しないASP^{*12}システムを採用することにより効率的な運用に努めているほか、平成26(2014)年度には「電子申請システム」をスマートフォンにも対応した新システムに更新し、一層の利便性向上を図りました。

■ 調達手続の電子化

競争入札に係る建設工事や建設工事関連業務委託について、インターネット上で行う「電子入札」や、完成写真や図面等の成果品を電子媒体により納品する「電子納品」を実施しています。

また、「電子入札」に使用する「電子入札システム」について、機器を保有しないASPシステムのメリットを生かした機能の拡充を図るとともに、安定した運営に努めています。

■ 県税の電子申告

法人県民税、法人事業税等について、全国の地方自治体で構成する（一社）地方税電子化協議会が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX（エルタックス）」）を利用し、インターネットを通じた電子申告を導入しています。

電子申告の導入により、自宅や事務所などから申告等の手続きを行うことが可能となり、納税者の利便性の向上につながっています。

^{*12} ASP：Application Service Provider の略。複数の利用者がひとつのシステムを共同で利用することを想定して、インターネット上にサービスが提供されているシステム。最近の傾向では「クラウド」と表現されることが多いが、意味合いは同じである。

④ オープンデータ^{※13}の推進

オープンデータサイト「オープンデータ・ベリーとちぎ」(試行版)を平成26(2014)年8月に開設し、学校、病院等施設一覧のデータや、防災に関するデータ等を公開しており、適宜、公開データ件数の充実を図っています。

(5) 地域産業の振興

セミナーの開催などにより、中小企業等を対象としたICT利活用支援を行っています。

観光分野において、ホームページなどを活用し、紙媒体にはない現地の臨場感のある、特徴ある観光情報を提供しています。

また、プロ農家を支援するための農業者向けの営農・経営に関する情報や消費者向けの食と農に関する情報などを提供するポータルサイトを開設しています。

3-2-2 行政コストの縮減・質の向上

○マロニエ21 ネットシステムの活用

庁内ネットワークを活用した、電子メール、スケジュール管理、ファイル共有等の機能を持つマロニエ21 ネットシステムを運用しています。

当システムにより、情報共有を図り内部事務の効率化に努めるとともに、パソコンの効率的な配備を行うため、個別システムの端末機としての利用も促進しています。

なお、当システムは、仮想化技術^{※14}を利用しサーバを集約することにより、サーバ台数を削減しています。

○情報システムの最適化

情報システムの全体最適化に資するため、庁内の情報システムの現状を把握することを目的とした「情報システム資産調査」を実施しています。

また、各部局が導入等を行う各種情報システムについて、計画段階において「行政情報システム導入協議」を実施し、専門的な知識を有する職員や外部専門家を活用しながら、調達の最適化やコスト縮減を図っています。

○総務事務の電子化

各職員が給与、旅費等に係る申請を自席のパソコンから直接入力することができる総合庶務事務システムが平成26(2014)年4月から全面稼働しました。

当システムの稼働に伴い、総務事務センターにおいて給与、旅費等に係る申請の集中

^{※13} オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有するデータについて、コンピュータで加工しやすく、特定のソフトウェアに依存しない形式で公開し、営利目的も含めた2次的な利用を促す、取組又はそのデータのこと。

^{※14} 仮想化技術：1台のサーバをあたかも複数のサーバであるかのように分割し、分割された仮想サーバ上で、それぞれ別のシステムを独立して動作させる技術。この技術を利用することによりサーバを統合・集約することが可能になる。

処理が可能となりました。

○情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティを確保するための体制・運用等に関する規程である「栃木県情報セキュリティポリシー」を策定しています。

当ポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策が行われているかを確認するため、各システム所管所属による自己点検や情報システム課による内部監査を実施しているほか、第三者機関による外部監査やインターネットを介した攻撃に対するぜい弱性検査も行っています。

さらに、職員に対して講習会やe-ラーニング研修等を実施し、情報セキュリティの知識や技術の習得に努めています。

3-3 新たな計画策定の必要性

情報化施策を推進するために必要なブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備が完了し、多くの県民が携帯電話やスマートフォンなどを保有し、これらの機器を使用して、8割近くの人がインターネットを利用しています。

県はこれまで、ICTを活用した県民の利便性向上やICTを活用した行政事務の効率化などに取り組んできました。

これまでの取組や県民のニーズを踏まえ、ICTの新たな動向などにも対応した様々な取組を今後も引き続き実施していく必要があります。

○ 情報化の進展が著しい中、次世代を担う人材育成のため、情報機器やデジタル教材の活用など情報化に対応した教育を引き続き実施していくことが必要です。

ICTを利活用した授業を実施することにより、児童生徒の学力の向上を図っていくほか、ICTを正しく利活用できるよう情報モラルを高めていくことが必要です。

○ 人口減少局面に移行した中、将来にわたり地域の活力を維持していくためには、地域経済が持続的に発展していくことが重要です。

そのためには、商工業や農業、観光業など、ICTの利活用を通じた産業の発展を図る取組を進めていくことが必要です。

○ 超高齢社会を迎え、医療や介護、健康などに関する関心や需要がこれまで以上に高まっています。

医療や介護、福祉の現場において、ICTを活用し、効率的で質の高いサービスを提供し、利用者の利便性の向上に繋がる取組が必要です。

また、県民が心身ともに健康で豊かな生活を送るため、健康づくりを支援する様々な取組が求められています。

- 東日本大震災や平成 27(2015)年 9 月関東・東北豪雨など、近年栃木県に大きな被害をもたらす災害が発生し、防災情報に対する県民のニーズが高まっています。
災害による被害の発生や拡大を防止するため、ICT を活用して広く県民に防災情報を伝えることが必要です。
また、防犯や交通情報などについても、犯罪や交通事故の発生を未然に防止し、県民の防犯・交通安全意識の向上のため、ICT を活用した取組が必要です。
- ICT の活用により、多くの県民が利便性の向上を実感するためには、パソコンやスマートフォンなどを適切に利用できることが重要です。
高齢者・障害者などが ICT を利用する知識や技術を取得するなど、多くの県民に利便性を享受してもらえるような取組をはじめ、児童生徒のインターネットの適切な利用を推進する取組、県民がインターネットを利用した犯罪に巻き込まれないようサイバーセキュリティ^{※15}に関する取組が必要です。
また空間放射線量率や PM2.5 等の県民の健康に影響する大気環境などの環境情報の発信に取り組む必要があります。
- 多種多様で膨大な県政に関する情報を利用してもらうためには、主要媒体であるホームページの利用促進が有効であり、そのためには多くの県民が利用しやすいホームページの運用を行っていく必要があります。
更に県民の郷土への愛着や誇りを醸成し、県外へとちぎの魅力を発信していくため、ICT を活用した多様な広報媒体による情報発信力の強化が必要です。
また、時間や場所を気にすることなく利用できる電子申請・届出等の更なる普及に向けた取組を今後も進めていく必要があります。
- 今後、「とちぎ元気発信プラン」に基づき、重点戦略の各プロジェクトを推進するにあたり、限りある財源と人員で対応していくためには、ICT の活用により業務の効率化を一層進めていく必要があります。
- 公的機関に対するサイバー攻撃による個人情報の大量流出事件が発生する中、情報セキュリティ対策を強化していく必要があります。
- 災害が多発する近年、災害によって行政サービスが停止してしまう事例も生じていることから、災害時にも行政サービスを継続して実施できる情報システムの体制づくりが求められています。

※15 サイバーセキュリティ：コンピュータへの不正侵入、データの改ざんや破壊、情報漏えい、コンピュータウイルスの感染などがなされないよう、コンピュータやコンピュータネットワークの安全を確保すること。

- 「官民データ活用推進基本法」に基づき、「官民データの容易な利用等に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」等の官民データ活用推進のための取組を進めていく必要があります。

4 栃木県の今後取り組む ICT 関連施策

4-1 ICT 施策の方向性

日本全体が人口減少・超高齢社会に突入し、また経済のグローバル化による経済構造の変化が進行しているなか、本県もこの社会経済情勢の変化に無関係ではられません。

人口減少によって、労働力の不足や経済規模の縮小、地域コミュニティの維持等が困難になり、超高齢化によって高齢者を支える世代に大きな負担が生じることが予想されます。

また、経済構造の変化により、製造業の生産拠点の海外移転や、海外企業との競争激化が国内企業に大きな影響を与えている一方で、新たな産業やサービスが生まれ、外国人観光客が増加するなどの動きがあります。これらの変化に対応していくことが必要です。

人口減少・超高齢社会の到来、経済のグローバル化による経済構造の変化の他にも地域の抱える課題は様々なものがありますが、県は、県政の基本指針である「とちぎ元気発信プラン」において以下のような重点戦略を設定し、その実現のため、様々なプロジェクトを実施しています。

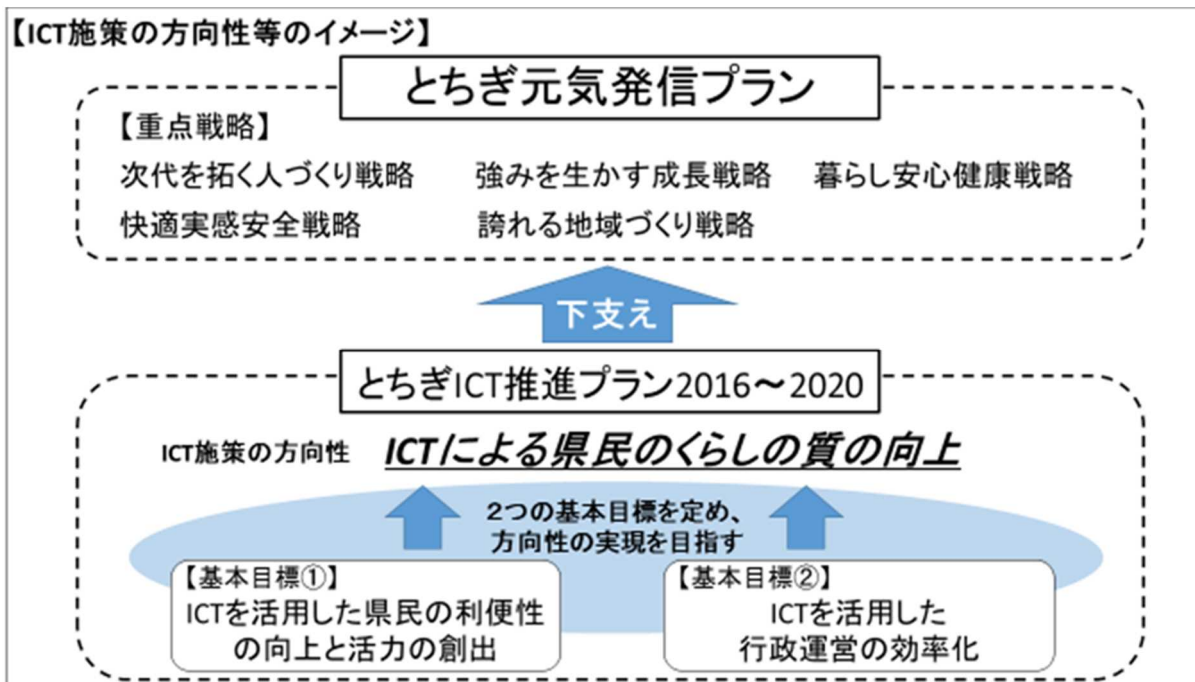
- 1 次代を拓く人づくり戦略
- 2 強みを生かす成長戦略
- 3 暮らし安心健康戦略
- 4 快適実感安全戦略
- 5 誇れる地域づくり戦略

「とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020」は、ICT の利活用を通じて「とちぎ元気発信プラン」の今後5年間で取り組む「重点戦略」の目標実現に寄与していくことを目指していますが、ICT は人のくらしを支えていくものという考えに基づき、

ICT による県民のくらしの質の向上

を「とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020」の目指す ICT 施策の方向性とします。

また、この方向性の下の2つの基本目標、「ICT を活用した県民の利便性の向上と活力の創出」「ICT を活用した行政運営の効率化」を定め、方向性の実現を目指します。



4-2 基本目標

4-2-1 ICT を活用した県民の利便性の向上と活力の創出

これまでに整備したブロードバンドなどの情報通信基盤を、県民の視点に立って有効に活用し、新たな技術や施策を踏まえて教育や防災、環境、その他地域における課題等に対応することにより、県民生活の利便性の向上や本県の活力の創出を目指します。

ICT の活用により、より多くの県民の利便性の向上を図っていくため、ICT の利活用が困難な県民に配慮しながら、ICT リテラシーすなわち ICT を適正・有効に活用するための基礎的な知識・技術の向上に取り組めます。

4-2-2 ICT を活用した行政運営の効率化

県は「とちぎ元気発信プラン」により様々なプロジェクトを実施して、目標の実現を目指すこととしています。

限られた行財政資源の中で目標の実現を図るためには、行政経費の節減と効率的な行政運営を行っていくことが必要であり、ICT の活用により行政運営の効率化を推進します。

また、公的機関に対するサイバー攻撃による個人情報の流出事件が相次いだため、情報セキュリティ対策の強化が求められるとともに、東日本大震災を機に、災害時にも業務の継続性が確保される情報システムの運用などが求められています。

4-3 具体的取組

「ICT を活用した県民の利便性の向上と活力の創出」と「ICT を活用した行政運営の効率化」という2つの基本目標の下、更に以下のとおり、9つの取組分野において施策を展開していきます。

また、官民データ活用に係る取組等について、次の【具体的取組の全体構成】のとおり、「産業振興」、「県政情報・行政手続」、「業務効率化と情報システムの最適化」に記載し、積極的に推進していきます。（※の取組項目参照）

施策の展開や取組の推進に当たっては、ICT の急速な進展に対応し、新たな技術の積極的な導入に努めていきます。

【具体的取組の全体構成】

基本目標	取組分野	取組項目
Ⅰ ICTを活用した県民の利便性の向上と活力の創出	教育	デジタル教材の活用
		教員のICT活用指導力の向上
		ICTを活用した学習の推進
	産業振興	県内企業の成長支援 ※
		観光業の振興 ※
		農業の振興
保健・医療・福祉	保健・医療・福祉情報の発信	
	地域医療連携及び医療・介護連携ネットワークシステムの推進	
	生活保護等版レセプト管理システムの運用	
	視覚障害者向け音声コード等普及支援	
防災・安全	防災情報の発信、防災対策の推進	
	防犯情報の発信	
	交通情報・事故情報の発信	
環境・くらし	環境情報の発信	
	くらしの情報発信	
	県民のICT利活用への支援	
県政情報・行政手続	県政情報の発信 ※	
	利便性の高い電子行政サービスの提供 ※	
Ⅱ ICTを活用した行政運営の効率化	業務効率化と情報システムの最適化	業務効率化と情報システムの最適化 ※
	情報セキュリティの強化	情報セキュリティの強化
	災害等に強い情報システムの確立	災害時等におけるICT部門の業務継続

基本目標Ⅰ ICTを活用した県民の利便性の向上と活力の創出

Ⅰ-1 教育

学校教育における情報化を推進し、ICTを活用した学習指導を実施するとともに、児童生徒が正しくICTを利活用できるよう情報モラル教育の推進を図ります。

取組項目
(1) デジタル教材の活用
(2) 教員のICT活用指導力の向上
(3) ICTを活用した学習の推進

(1) デジタル教材の活用

県では、国が平成23(2011)年に策定した「教育の情報化ビジョン」に基づき、質の高いデジタル教材をデータベースとして集積・共有化していくため、栃木県総合教育センターがデジタル教材を収集しています。

平成26(2014)度までに収集し、提供しているデジタル教材は1,735件に及び、そのデジタル教材の授業における活用を促すことにより、教員の指導力向上を図り、児童生徒の学力向上につなげていきます。

また、これらのデジタル教材を授業で活用していくため、県立学校における電子黒板やタブレット等の導入を推進していきます。

(2) 教員のICT活用指導力の向上

ICTを活用した学習を推進するためには、教員のICT活用指導力の向上が必要であり、単に情報機器の操作ができるだけでなく、児童生徒の情報活用能力を育成し、質の高い教育を提供することが求められています。

また、児童生徒の携帯電話やスマートフォン、パソコンなどの利用が進んでいる現在、情報社会で適正に活動するための基礎的な考え方や態度を養う児童生徒への情報モラル教育の重要性は引き続き高いものとなっています。

情報モラルの醸成に関する調査研究を行い、効果的な指導の在り方をまとめ、教員が指導に生かせるよう取組を進めます。

これらのICT活用や情報モラル教育の指導力向上のため、県立学校及び小中学校の教員を対象とした研修を一層充実させるとともに、各学校や市町教育委員会の要請に応じた出前研修を実施していきます。

(評価指標)

「情報モラルなどを指導する能力」について「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合（小・中・高・特別支援）

基準値 平成 26(2014)年度 81.5%

(⇒ 平成 29(2017)年度実績値 84.3%)

⇒ 目標値 平成 32(2020)年度 85%

(3) ICT を活用した学習の推進

教育における ICT の活用は、児童生徒の学習への興味・関心を高め、わかりやすい授業や児童生徒の主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の実現に効果的であり、学力の向上に資するものです。

小・中・高・特別支援学校の各学校において、日常の教育活動全体を通して、ICT を活用した学習を推進していきます。

【小学校】

コンピュータなどの基本的な操作を身につけ、各教科の授業において情報手段を適切に活用していきます。

【中学校】

小学校の学習を通じて取得したことを基盤として、コンピュータなどを主体的に活用できるように学習活動を充実していきます。

【高等学校】

情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用することができるように学習活動を充実していきます。

【特別支援学校】

障害の状態や発達の段階等に応じて、情報手段の基本的な操作を身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実していきます。

また、上記(2)の研修の成果を活用した情報モラルに関する指導を各学校で実施していきます。

I-2 産業振興

商工業や農林業など地域産業の経営効率化や販路拡大等を図るため、中小企業や小規模事業者（以下「中小企業等」という。）における ICT の利活用を促進し、ICT を活用した地域産業支援施策の推進や食と農に関する情報発信に努めます。

また、本県の豊かな観光資源に関する情報の発信を行って観光客を誘致し、観光客の利便性を高める取組を推進します。

取組項目	個別取組
(1) 県内企業の成長支援	① 中小企業人材育成等支援 ② ネットビジネス販売力向上支援 ③ 中小企業等への情報提供 ④ IT産業人材育成研修 ⑤ クラウドファンディングの普及促進 ⑥ 県内企業の人材確保支援 ⑦ 栃木県IoT推進ラボ
(2) 観光業の振興	① 観光情報の提供 ② フィルムコミッションによるロケ地情報の発信 ③ 公衆無線LAN環境の整備促進
(3) 農業の振興	① とちぎファーマーズチャレンジネットの運用 ② 農産物等の安全性に関する情報公開の促進 ③ とちぎ農業防災メールの運用 ④ ICTを活用した農業の生産性向上の取組の推進

(1) 県内企業の成長支援

① 中小企業人材育成等支援

ICTの進化が著しい現在、中小企業等においてもICTの進化に対応し、利活用することが不可欠なため、ICTを実践的に利活用できる経営者・管理者等の人材育成のための研修を行います。

また、情報化等の経営に関する課題を抱える中小企業等に専門家を派遣することにより、活力ある企業の育成を支援します。

② ネットビジネス販売力向上支援

ネットビジネスを運営する中小企業等の課題解決のため、ノウハウ習得の場を提供し、ネットビジネスへの参入促進などを行うことにより、県内中小企業等の経営力の向上及び新たな販路の開拓・拡大を支援します。

③ 中小企業等への情報提供

国や県、市町、産業技術センター、商工団体など様々な産業支援機関が連携し、(公財)栃木県産業振興センターのホームページやメールマガジン等を通じて、中小企業等に対する支援策や各種情報の提供を行い、中小企業等の経営力向上等を支援します。

【参考】（公財）栃木県産業振興センター

<http://www.tochigi-iin.or.jp/>

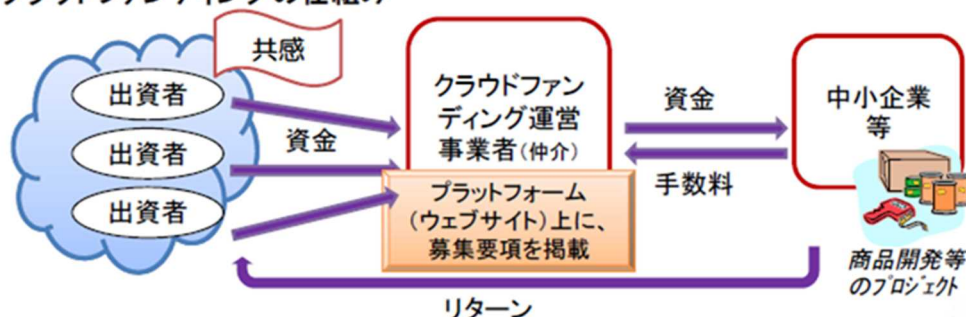
④ IT 産業人材育成研修

県内の IT ベンダ^{※16}の強化・育成や県内企業の経営の IT 化を推進するため、IT 技術や経営力等の向上に関する研修を開催し、企業を中心となって活躍する人材の育成を図っていきます。

⑤ クラウドファンディングの普及促進

県内起業家や中小企業等へのクラウドファンディング^{※17}の活用促進を図り、技術力・企画力のある新規・成長企業等の資金調達手段の多様化を支援します。

○クラウドファンディングの仕組み



⑥ 県内企業の人材確保支援

県内の企業情報や就活イベントなどを効率的・効果的に発信するための就職活動支援アプリケーションを開発し、県内企業と学生等とのマッチングを促進することにより、県内企業の人材確保を支援します。

⑦ 栃木県 IoT 推進ラボ

IoT 等第 4 次産業革命を推進し、県内企業の生産性向上及び競争力・収益力強化による地域経済の活性化、第 4 次産業革命関連産業の振興による本県産業競争力の強化及び魅力的な雇用創出を図るため、産学官金からなる「栃木県 IoT 推進ラボ」を設立いたしました。

栃木県 IoT 推進ラボでは、庁内外にわたる連携により、IoT 等関連取組の集約・共有・発信のほか、IoT 等の導入・活用促進、IoT 等を支える産業の成長促進、IoT 等活用プロジェクトの創出に取り組みます。当該プロジェクトの創出に当たっては、庁内横断的に ICT 活用の課題抽出や情報共有等を行う「栃木県情報化推進本部 『ICT による産業振興専門部会』」とも連携して取り組みます。

※16 IT ベンダ：情報技術に関連した機器やソフトウェア、システム、サービスなどを販売する企業。

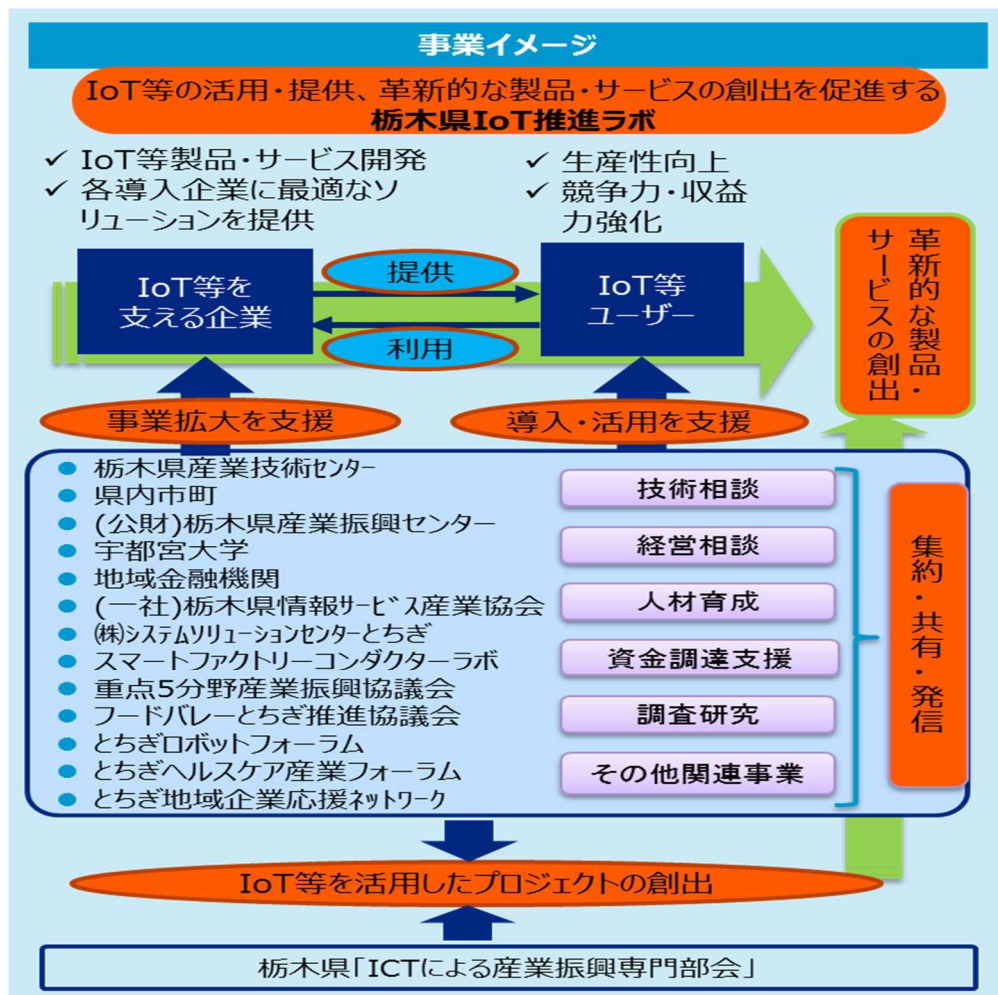
※17 クラウドファンディング：主にインターネットを利用して、不特定多数の個人や団体から、資金提供等の支援を得る手段のこと。

(評価指標)

IoT等導入企業数（今後新たにIoT推進ラボを通じて導入する企業数）

⇒ 目標値 30社（平成30(2018)～32(2020)年度）

【参考：栃木県IoT推進ラボの概要】



(2) 観光業の振興

① 観光情報の提供

栃木県公式観光ホームページ「とちぎ旅ネット」により、本県の魅力ある観光資源を効果的に発信します。

時節に合わせた特集やおすすめ観光コースの掲載、観光情報をアクセスランキングで掲載するなど内容の充実を図るとともに、宿泊施設等のオンライン予約やスマートフォン、多言語化への対応など利用者の利便性の向上を図りました。

また、クーポン・スタンプラリー機能が付いた観光おもてなしアイテム「本物の出会い 栃木パスポート」の利用方法や利用可能施設、観光イベントなどの情報を「本

物の出会い 栃木パスポート」特設ページに掲載するとともに、観光施設等の情報についてフェイスブックを通じ発信しています。

今後も内容の充実などを行い、さらなる利便性の向上を進めます。

(評価指標)

とちぎ旅ネットのアクセス件数累計

基準値 1,376 万件 (平成 22(2010)～26(2014)年度)

(⇒ 914 万件 (平成 28(2016)～29(2017)年度実績値))

⇒ 目標値 1,600 万件 (平成 28(2016)～32(2020)年度)



とちぎ旅ネット (<https://www.tochigiji.or.jp/>)

② フィルムコミッションによるロケ地情報の発信

映画、ドラマ、TVCM など様々なロケを県内各地へ誘致するため、栃木県フィルムコミッションでは、ロケ関連の情報提供や諸手続き等の支援を行っており、その一環としてホームページを開設し、ロケ地データベース「ロケナビ」において、県内約700件のロケ地情報を提供しています。

映画、ドラマなどの撮影誘致により、栃木県の知名度アップや観光客の増加、県民の郷土愛の醸成が図られるほか、ロケ期間中の関連消費により、経済効果ももたらされています。

今後もロケ地登録の充実を図り、栃木県の魅力を引き続き発信していきます。

【参考】栃木県フィルムコミッション

<http://www.tochigi-film.jp/>

③ 公衆無線 LAN 環境の整備促進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、今後、外国人旅行者の増加が見込まれています。

県においても、平成 27(2015)年度に県有施設の一部について公衆無線 LAN^{※18}の整備を行いました。外国人旅行者の誘客と滞在時の利便性向上を図るため、公衆無線 LAN 環境の整備を促進していきます。

(3) 農業の振興

① とちぎファーマーズチャレンジネットの運用

農業者向けに営農・経営に関する情報や、消費者向けに本県の食と農に関する情報やイベント情報の提供を行う「とちぎファーマーズチャレンジネット」の運用を行っています。

サイト内に開設した「スマート農業とちぎブログ」では、ICT やロボット技術などの先端技術を活用した農業についての情報を提供するとともに、農政部職員ブログ「栃木のうんまいもの食べ歩き」では、栃木県産農産物のとれたて情報や栃木県産農産物を使った料理・加工品等のグルメ情報を発信しています。

農業者支援と農産物販売促進のため、提供する情報の、より一層の内容充実に取り組んでいきます。

(評価指標)

とちぎファーマーズチャレンジネットのアクセス件数

基準値 平成 26(2014)年度 52 万 5,000 件

(⇒平成 29(2017)年度実績値 94 万件)

⇒目標値 平成 32(2020)年度 100 万件

※18 公衆無線 LAN：店舗や公共施設等で提供される、無線 LAN によるインターネットサービス。

プロ農家支援サイト
とちぎ ファーマーズ チャレンジ ネット

このサイトでは、栃木県の食と農に関する情報やイベント情報とともに、プロ農家及びプロ農家を目指す農業者向けの営農・経営に関する情報を提供しています。

ようこそ
 とちぎファーマーズ
 チャレンジネットへ

ご案内
 プロ農家向け会員制ブログ
 栃木のうんまいもの食べ歩き
 栃木県農政部ツイッター

とちぎファーマーズチャレンジネット (<https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/>)

② 農産物等の安全性に関する情報公開の促進

食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、栃木県産の農産物等（きのこ等の特用林産物やマス、鮎などの水産物を含む。）の放射性物質に関するモニタリング検査結果について、ホームページで情報公開を行い、栃木県産農産物等の信頼確保を図っていきます。

【参考】放射能に関する農林水産物の安全性確認状況

http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/hoshano_nousan.html

③ とちぎ農業防災メールの運用

気象災害に対する防災意識を高め、農作物への被害の未然防止を図るため、「とちぎ農業防災メール」を県内農業者や関係機関団体等に配信することにより、気象情報や農作物への事前・事後対策をお知らせしています。

引き続き、登録者の増加を図り、被害の防止に努めていきます。

④ ICT を活用した農業の生産性向上の取組の推進

園芸分野における ICT を活用した高度な環境制御など、農業の生産性向上の取組を進めます。

I-3 保健・医療・福祉

県民の医療や健康、福祉を推進する情報を提供していくとともに、保健・医療・福祉の分野における ICT を活用したサービスの質の向上を目指します。

取組項目
(1) 保健・医療・福祉情報の発信
(2) 地域医療連携及び医療・介護連携ネットワークシステムの推進
(3) 生活保護等版レセプト管理システムの運用
(4) 視覚障害者向け音声コード等普及支援



個別取組
①とちぎ医療情報ネットの運用
②ナチュラルツイッターによる情報の発信
③「健康長寿とちぎWEB」などによる健康情報の発信
①地域医療連携ネットワークシステム(とちまるネット)の運用
②医療・介護関係職種間における連携ツール(どこでも連絡帳)の普及促進
(3) 生活保護等版レセプト管理システムの運用
(4) 視覚障害者向け音声コード等普及支援

- (1) 保健・医療・福祉情報の発信
 ① とちぎ医療情報ネットの運用

県内の医療機関及び薬局に関する情報を集約して提供することにより、医療を必要とする人が、医療機関等の診療科目、診療時間、地図情報など自分のニーズにあった医療機関や薬局を簡単に検索、閲覧できるよう、必要な情報を提供しています。

定期的に各医療機関、薬局に一斉報告を求め、提供データの精度を高めていきます。

とちぎ医療情報ネット

(<http://www.qg.pref.tochigi.lg.jp/jp/ap/qg/men/pwtpmenu01.aspx>)

② ナイチュウツイッターによる情報の発信

障害者の就労支援や社会参加に関する県民の理解促進を図るため、とちぎナイスハート推進マスコットキャラクター「ナイチュウ」のツイッターにより情報を発信していきます。

【参考】ナイチュウツイッター

https://twitter.com/NiceHeart_TCG

③ 「健康長寿とちぎ WEB」などによる健康情報の発信

県民の健康づくりを推進するため、「健康長寿とちぎ WEB」により栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙など、健康づくりに関する様々な情報を集約し総合的に発信するほか、フェイスブック「健康長寿とちぎ」により身近なイベントなど日々の情報を発信していきます。

また、ホームページ「とちぎ健康づくりロード」により気軽に楽しみながら歩くことのできる身近なウォーキングコースを紹介し、県民の健康づくりを支援していきます。

【参考】健康長寿とちぎ WEB

<http://kenko-choju.tochigi.jp/>

【参考】健康長寿とちぎ

<https://www.facebook.com/kenkoucyoujutochigi>

【参考】とちぎ健康づくりロード

<http://kenkoutochigi.jp/road/>

(2) 地域医療連携及び医療・介護連携ネットワークシステムの推進

① 地域医療連携ネットワークシステム（とちまるネット）の運用

「とちまるネット」は患者の同意のもと、病院に保管されている診療情報を医療機関の間で共有して診療に役立てる栃木県全域の地域医療連携ネットワークで、栃木県医師会を中心として運用が行われています。

医療機関への導入促進や患者への普及啓発等を支援することにより、一層の医療機関の連携を促進し、効率的で質の高い医療提供体制の構築を推進します。

【参考】地域医療連携ネットワークシステム（とちまるネット）

<http://tochimarunet.jp/>

② 医療・介護関係職種間における連携ツール（どこでも連絡帳）の普及促進

高齢者等の患者本人やその家族が、希望に応じて在宅療養を選択できるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

実現に向けては、医師や訪問看護師、ケアマネジャーなど多職種間において、円滑な情報の伝達と共有が必要であることから、栃木県医師会が運用する ICT 活用ツ-

ル「どこでも連絡帳」の普及に向けた取組を支援し、医療と介護の連携を促進します。

(3) 生活保護等版レセプト管理システムの運用

生活保護等版レセプト管理システムを活用して効果的なレセプト点検を実施することにより、同一疾病で複数の医療機関を受診する重複受診者への適正な受診指導や後発医療薬品使用の推進、生活習慣病に罹患している被保護者の健康管理の指導など、生活保護者の医療扶助の適正化を図ります。

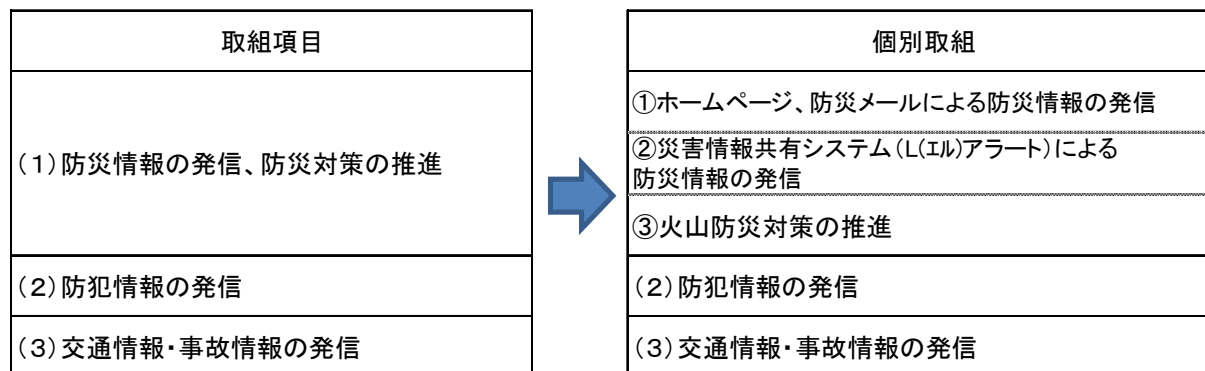
(4) 視覚障害者向け音声コード等普及支援

視覚障害者が情報を入手する手段は点字や音声によるものが主となっていますが、一般的に情報発信については視覚による情報入手を前提としているものがほとんどであるため、視覚障害者が入手できる情報量が極端に少ないのが現状です。

そのため、携帯電話やスマートフォンなどの機器を利用して2次元バーコードを読み取り、音声に変換を行う音声コードの印刷物への刷り込みや音声資料の作成を普及促進することにより、視覚障害者の日常生活における情報格差の軽減を図ります。

I-4 防災・安全

防災、防犯、交通などの分野において、ICT を活用した的確な情報提供を行い、災害時には県民の生命、財産を守るとともに、犯罪や交通事故などの被害を未然に防止するための取組を推進します。



(1) 防災情報の発信、防災対策の推進

① ホームページ、防災メールによる防災情報の発信

県では、県ホームページにおいて、県内の気象、地震、河川の洪水、土砂災害、道路管理情報等に関する情報や避難所に関する情報等を発信しています。

「危機管理・防災ポータルサイト」内の「リアルタイム情報」においては以下のような情報を発信しています。

○ 気象情報等（気象や地震、火山情報、土砂災害情報等を掲載）

- ・ 気象庁のホームページ（外部サイトリンク）

各種気象情報を掲載

- ・とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報
県内各地の降雨状況、河川水位状況、河川・那須岳のライブ映像
- ・とちぎ土砂災害警戒情報
大雨により土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、県と宇都宮地方気象台が共同で発表する情報

○ライフライン情報等（道路、鉄道、停電情報等を掲載）

- ・各道路、鉄道、バス、電気会社等のホームページ（外部サイトリンク）
災害時の状況を掲載
- ・とちぎ道路管理情報
道路規制情報や冠水情報、道路・アンダーのライブ映像

【参考】「危機管理・防災ポータルサイト」内のリアルタイム情報

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bousai/realtime/>

また、栃木県防災メール配信サービスにより、登録した県民に対して気象・地震等に関する情報を配信しており、配信サービスの周知を図り、利用者の増加を目指していきます。

更に、地理空間情報を活用するなど、わかりやすい防災情報の発信を行うことにより、県民の防災に対する意識を高め、災害による被害を未然に防ぐ取組を推進していきます。

② 災害情報共有システム（L(IL)アラート）による防災情報の発信

災害による被害の発生が見込まれる場合、県民がより多くの情報通信手段により、迅速に防災情報を取得できるよう、県においても平成 27(2015)年4月から、国が全国で運用を推進している災害情報共有システム（通称：L(IL)アラート）の運用を開始しました。

NHK 地上デジタル放送等におけるデータ放送や大手ポータルサイト（Yahoo!）において、災害発生が見込まれる場合には、避難情報（避難勧告・指示など）の発信が、また災害が発生した場合には、被害情報などの発信が行われます。

情報の内容についても、データ放送により、これまでのテレビの字幕放送などに比べ、より詳細な情報が得られるようになりました。

③ 火山防災対策の推進

平成 26(2014)年9月の御嶽山の噴火を受けた火山防災対策の見直しにより、気象庁の常時観測対象活火山となっている日光白根山、那須岳の登山者、観光客等に対する火山防災情報の伝達手段の強化を図ります。

携帯端末を主な情報伝達的手段として位置づけ、緊急速報メール及び登録制メールを活用した噴火警報などの情報伝達について、登山者等への普及啓発を図ります。

また、電子化された登山計画書の届出についても登山者への普及啓発を図り、遭

難救援活動などに役立てます。

(2) 防犯情報の発信

県民に対し、県警ホームページ「栃木県警察事故事件マップ」において、犯罪の発生状況や、不審者に関する情報などをタイムリーに、地図情報を利用してわかりやすく公表することにより、地域の自主的な防犯活動を促し、犯罪被害を未然に防止することを目指します。

また、ルリちゃん安全メールによる地域安全情報のメール配信について継続実施し、広報活動を通じて周知を行うことにより、受信登録者数の向上を図ります。

(3) 交通情報・事故情報の発信

交通管制システムによる交通量に応じた交通信号の運用、道路に設置した光ビーコンとカーナビゲーション搭載車両との双方向通信によるリアルタイムの交通渋滞情報や安全運転情報の提供などにより、交通の円滑化を図ります。

また、過去5年間（スマートフォンでは過去3年間）に発生した人身事故の概要や位置情報を「栃木県警察事故事件マップ」で公表し、交通安全に対する意識の高揚を図ることにより、交通事故の減少を目指します。



栃木県警察事故事件マップ（ルリちゃんパトロールまっぴ）

(https://www.machi-info.jp/machikado/police_pref_tochigi/infopage.html)

I-5 環境・暮らし

環境に関する情報を発信し、県民の健康に係る注意喚起や再生可能エネルギーの普及などに取り組みます。

また、県民の身近な生活に関する情報の提供や ICT 利活用支援のための取組を推進します。

取組項目	個別取組
(1) 環境情報の発信	① 大気環境情報の発信 ② スマートエネルギーマネジメントによる県庁舎省エネルギーの推進 ③ 「とちぎ小水力発電！基礎データマップ」による小水力発電導入支援
(2) 暮らしの情報発信	① 「くらし安全安心とちぎ」による情報発信 ② 外国人住民のための多言語携帯メール等による生活情報の提供 ③ 県民協働推進のための情報発信
(3) 県民のICT利活用への支援	① ICTリテラシーの向上 ② サイバーセキュリティの普及・啓発

(1) 環境情報の発信

① 大気環境情報の発信

県内の空間放射線量率を含めた大気環境情報をリアルタイムで収集し、県ホームページ「とちぎの青空」を通じて情報提供を行っています。

また、光化学スモッグ注意報等の発令、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報などの県民の健康に直接関わる情報について、県ホームページ及び栃木県防災メール配信サービスで情報発信を行っています。

今後、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報については、地図情報を活用するなどわかりやすい情報提供を目指します。

【参考】とちぎの青空

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozen/aozora.html>

② スマートエネルギーマネジメントによる県庁舎省エネルギーの推進

本庁舎及び地方合同庁舎 10 庁舎におけるエネルギー使用量を各庁舎のディスプレイやホームページ「栃エネ 栃木県エネルギー見える化サイト」で公開して、エネルギー使用量の見える化を実施することにより、省エネルギーの推進に取り組んでいきます。

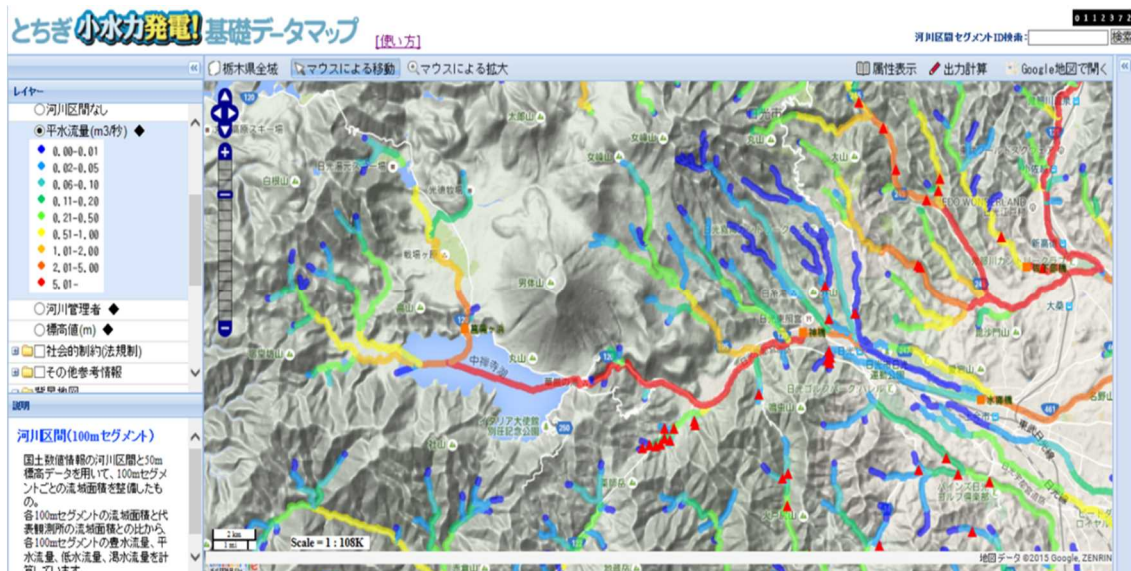
【参考】栃エネ 栃木県エネルギー見える化サイト

https://tochiene.jp/pc_sp/

③ 「とちぎ小水力発電！基礎データマップ」による小水力発電導入支援

県内河川における小水力発電の普及拡大を図るため、小水力発電の計画段階で必要となる流量や落差、河川管理者等の基礎情報を集約してホームページ「とちぎ小水力発電！基礎データマップ」で公開しています。

県内河川全域の基礎情報を集約し、パッケージとして広く情報提供を行うのは、全国初の取組となっています。



とちぎ小水力発電！基礎データマップ (<http://tochigi-hydropowermap.jp/>)

(2) 暮らしの情報発信

① 「暮らし安全安心とちぎ」による情報発信

防犯や交通安全、消費生活等に関する情報をフェイスブック「暮らし安全安心とちぎ」で発信することにより、時事に合わせた役立つ知識・情報をいち早く提供し、県民の日々の暮らしに係る安全安心の向上を図ります。

【参考】暮らし安全安心とちぎ

<https://www.facebook.com/kurashianzenanshintochigi>

② 外国人住民のための多言語携帯メール等による生活情報の提供

外国人住民には、日本語能力が十分でない方がいるため、日常生活支援の一環として、医療、社会福祉、法律関係など日常生活に関する情報や災害時の避難所などの災害情報を多言語（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の5言語と「やさしい日本語」）で、ホームページで紹介するとともに、あらかじめ登録した人にメールで配信する事業を（公財）栃木県国際交流協会が実施しており、多言語による情報提供の充実を図ります。

(評価指標)

外国人住民のための多言語携帯メールの登録者数
 基準値 平成 26(2014)年度 1,570 人
 (⇒ 平成 29(2017)年度実績値 2,523 人)
 ⇒ 目標値 平成 32(2020)年度 2,200 人

③ 県民協働推進のための情報発信

県民、ボランティア、NPO、地域団体、各種団体、企業による社会貢献活動を促進し、地域の多様な主体間の協働を推進するためには、各主体に関する活動情報や

協働による取組の実践例の共有が必要です。

このため、とちぎボランティア NPO センターの「とちぎ地域・協働・創造 Web サイト」やフェイスブックにより、社会貢献活動や協働に関する情報発信を行っています。

【参考】とちぎ地域・協働・創造 Web サイト

<https://www.tochigi-vnpo.net/>

【参考】フェイスブック

<https://www.facebook.com/popola.tochigi>

(3) 県民の ICT 利活用への支援

① ICT リテラシーの向上

ICT の恩恵を十分に享受するためには、基礎的なパソコンなどの操作や携帯電話、スマートフォンなど情報通信端末を使用したインターネットの利用などが求められるとともに、インターネット上の情報の利用や発信、SNS^{※19} などでのコミュニケーションを適切に行うことが必要です。

このため、県では関係機関と連携して、高齢者、障害者を対象とするパソコン操作等の講習会や小中学校の児童生徒と保護者を対象とするインターネット利用上のルールやマナーに関する研修会を実施するなどの取組を行ってきました。

今後も多くの県民が適切に ICT を利活用できるよう、青少年や保護者等を対象にしたインターネットフォーラムの開催や学習機会の提供、啓発活動など、ICT リテラシーの向上に取り組んでいきます。

② サイバーセキュリティの普及・啓発

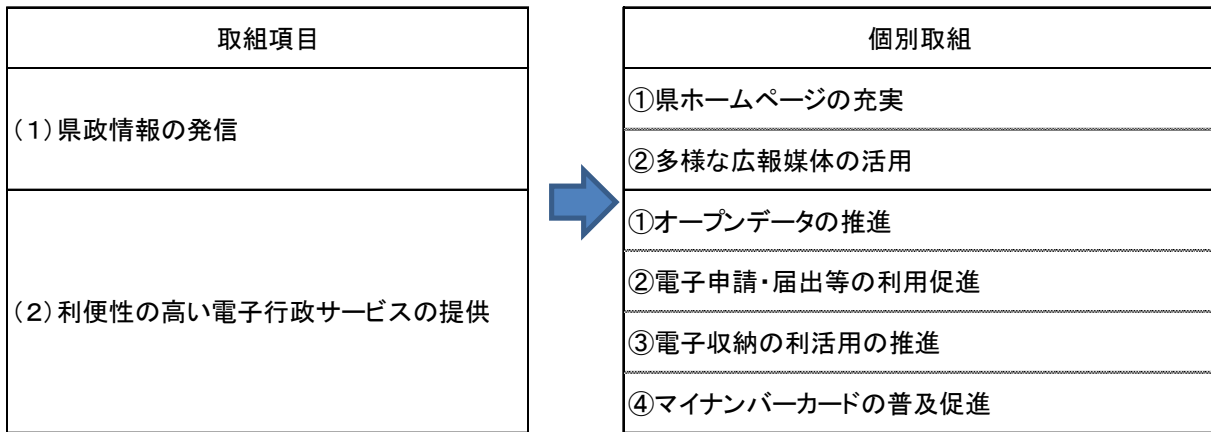
スマートフォンをはじめとした情報通信端末の普及や新しいサービスの提供によるインターネットの利用が進む一方で、メール、ウェブサイト、アプリケーションなどを通じたサイバー犯罪の危険も増大しています。

サイバーセキュリティへの関心と理解を深め、利用者一人一人が様々なリスクに対処できるよう、県、栃木県警察、県域商工団体、教育機関、ITベンダ、損害保険会社等の関係者間で「栃木県サイバーセキュリティに関する相互協力協定」を締結し、多様な機関による協働体制を構築するとともに、サイバーセキュリティに関する広報や、学校、事業者、自治会等を対象とした講習会の開催など、各種施策を実施していきます。

I-6 県政情報・行政手続

ICT を活用した情報発信手段により、多種多様な県政情報を迅速に発信していくとともに、県民の利便性を高める行政手続きを目指します。

※19 SNS：Social Networking Service の略。インターネット上で幅広くコミュニケーションを図ることを目的としたコミュニティ型ウェブサイト。



(1) 県政情報の発信

① 県ホームページの充実

県政広報及び情報公開の主要媒体である県ホームページが県民にとって魅力があり、より見やすく使いやすいものとなるよう、更なる改善に取り組んでいきます。

具体的には、スマートフォン・タブレットへの対応、ふりがな機能・音声読み上げ機能の導入、ウェブアクセシビリティ（高齢者や障害者などにとっての情報の取得のしやすさ）に配慮したページ作成など、県民の利便性の向上とともに、本県が誇る「自然」「伝統・文化」「食」を紹介する動画コンテンツ等の充実を図ります。

また、外部評価を活用して、利用者目線からの改善も行っています。

【参考】栃木県公式ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

(評価指標)

県庁ホームページのアクセス件数累計

基準値 3,695 万件（平成 22(2010)～26(2014)年度）

(⇒ 2,036 万件（平成 28(2016)～29(2017)年度実績値）)

⇒ 目標値 4,000 万件（平成 28(2016)～32(2020)年度）

② 多様な広報媒体の活用

ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ、ブログ、メールマガジンなどインターネットを利用した広報媒体やテレビのデータ放送などの活用により、県政情報を親しみやすく、リアルタイムに、効果的・効率的に発信します。

(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供

① オープンデータの推進

民間との協働推進や県政の透明性の向上に資するため、県が保有する公共データをオープンデータとして「オープンデータ・ベリーとちぎ」で公開しています。

今後も、国のオープンデータに関する各種ガイドラインや「推奨データセット(公

開することが推奨されるデータセット及びフォーマット標準例)」などを参考にしつつ、民間活用により、県民の生活利便性向上に寄与する新たなサービスが提供されるようデータの充実等に取り組んでいきます。

<主な取組>

- ・ 地理空間情報のG空間情報センター登録等による民間活用促進
- ・ 都市計画基礎調査情報のオープンデータ化について検討
- ・ 県内市町におけるオープンデータの取組の促進

【参考】オープンデータ・ベリーとちぎ

<http://tochigiken.jp/>

(評価指標)

「オープンデータ・ベリーとちぎ」掲載データ種類
実績値 平成 26(2014)年度 107 種類
(⇒ 平成 29(2017)年度実績値 176 種類)
⇒ 目標値 平成 32(2020)年度 250 種類

② 電子申請・届出等の利用促進

多様化する県民のライフスタイルにあわせ、時間と場所にとらわれずに行うことができる電子申請・届出等に対するニーズは一層高まっていくことが予想されます。

県では、「栃木県電子申請システム」、「地方税ポータルシステム(eLTAX(エルタックス))」、「栃木県 CALS/EC(電子入札)」、県立図書館などにおいてインターネットを利用した各種手続きが可能となっていますが、利用可能な手続きの拡大、添付書類の簡素化・電子化などの申請手続きの改善、サイトの見やすさや操作性の改善などを行うことにより、県民の利用促進を図ります。

国や各市町における行政手続きの電子化と連携するとともに、マイナンバーの利用範囲の拡大やマイナンバーカードの普及を見据え、電子申請・届出等の利用促進について検討を進めていきます。

また、自動車取得時の申告手続き及び納税の電子化を図るため、平成 30(2018)年 2 月に自動車保有関係手続きのワンストップサービスを導入しました。引き続き、当サービスの適切な運用に努め、県民の利用促進を図っていきます。

(評価指標)

電子申請システム等利用件数
基準値 平成 26(2014)年度 71,667 件
(⇒ 平成 29(2017)年度実績値 82,580 件)
⇒ 目標値 平成 32(2020)年度 100,000 件

③ 電子収納の利活用の推進

県公金の納付について、金融機関等の窓口・口座振替に加え、ATM やインターネットバンキングによる納付が可能なペイジー収納サービス^{※20}等を導入していますが、クレジットカードや電子マネーにより納付可能な対象範囲の拡大を検討するなど、引き続き納付環境の整備による県民の利便性向上を図ります。

なお、平成31(2019)年10月に、(一社)地方税電子化協議会により、eLTAXを利用した電子納税を可能にする地方税共通納税システムの導入が予定されており、本県においても、当システムを利用した納税に対応いたします。

④ マイナンバーカードの普及促進

県ホームページ等の各種広報媒体を活用し、マイナンバーカードの周知・広報を行うなど、市町と連携してマイナンバーカードの普及促進に取り組みます。

(評価指標)

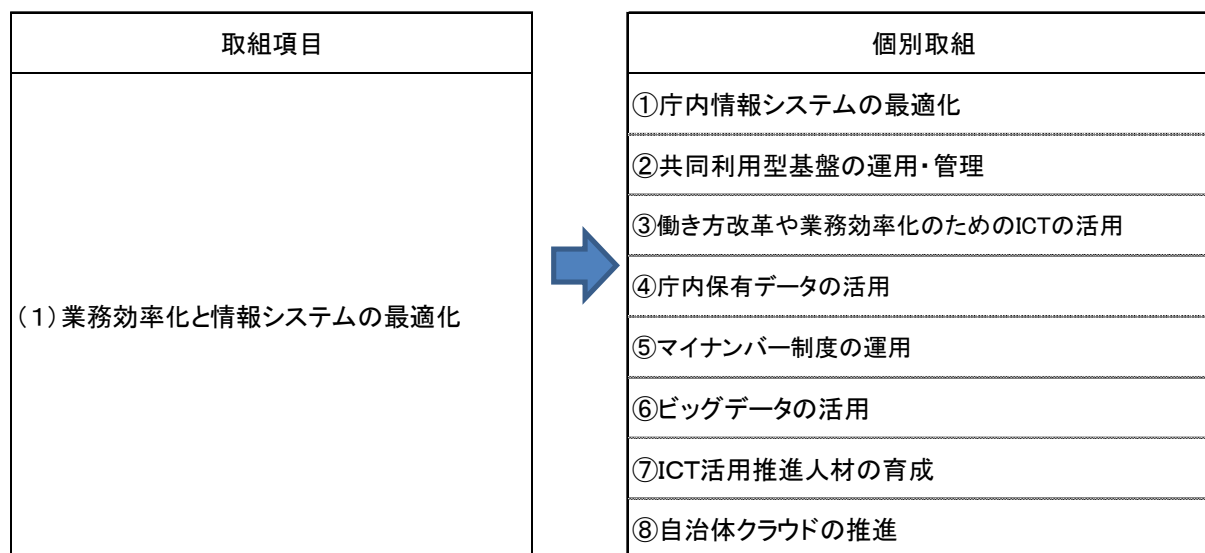
マイナンバーカード交付率		
基準値	平成29(2017)年度	9.7%
⇒ 目標値	(平成32(2020)年度)	交付率の増加

^{※20} ペイジー収納サービス：日本マルチペイメントネットワーク運営機構が運営するマルチペイメントネットワーク(各種の料金・税金などの収納を行う企業・公共団体等と各種金融機関とを繋ぐネットワーク)を活用した決済サービス

基本目標Ⅱ ICTを活用した行政運営の効率化

Ⅱ-1 業務効率化と情報システムの最適化

多様化する県民ニーズに対応し、ICTを活用した県民の利便性の向上を図る取組を行う一方で、県の財政状況は依然として厳しいことから、行政運営における業務の効率化に引き続き取り組み、その効率化にICTを活用していく必要があります。



(1) 庁内情報システムの最適化

現在、県庁全体において500を超える情報システムが存在しています。

今後、類似する情報システムについて、業務フローの見直しを含めて集約を進め、利便性の向上や経費削減を図ります。併せて、情報システムの基盤となるネットワーク、サーバ、端末等の集約を進め、県庁全体での情報システムの最適化を目指します。

また、新システムの導入や既存システムの改修や更新などにあたっては、外部専門家を活用しながら、システム導入協議を実施し、庁内の既存システム及びクラウドコンピューティングなど外部の既存サービスを活用するなど経費削減と標準化を図ることで、効率的な行政運営を行っていきます。

(2) 共同利用型基盤の運用・管理

上記(1)で記載したとおり、多数の情報システムが庁内各課により構築・設置され、庁内で運用・管理されています。

庁内情報システムのサーバ等について、サーバ仮想化技術等を用いた共同利用型基盤（平成28(2016)年度構築）へ集約を行うことにより、全庁的なシステム運用経費の削減、サーバ等機器の運用保守の負担軽減、セキュリティ対策の強化を図っていきます。

(評価指標)

共同利用型基盤の構築によるサーバ集約
基準値 平成 28(2016)年度 対象サーバ 196 台
(⇒ 平成 29(2017)年度実績値 93 台)
⇒ 目標値 平成 32(2020)年度 7 台

(3) 働き方改革や業務効率化のための ICT の活用

RPA^{※21} の導入、タブレット端末の導入など、ICT を活用した働き方改革や業務効率化の手法について検討を進めていきます。

(4) 庁内保有データの活用

庁内保有データについて、棚卸しの実施とともに、国が整備する共通語彙基盤・文字情報基盤等を参考にしつつ、部局横断的にデータを活用し、事務効率化や施策展開に役立てるための方法について検討を行っていきます。

(5) マイナンバー制度の運用

平成 29(2017)年 11 月から、マイナンバー制度における情報連携の本格運用が一部を除き開始されました。

本県においても、情報連携が円滑に行われるよう団体内統合宛名システムの適切な運用を行うとともに、マイナンバーの利用範囲拡大等へのシステム対応を行っていきます。

(6) ビッグデータの活用

地方版総合戦略や部局別計画の策定及び施策の立案に当たっては、ビッグデータ等の活用による客観的データに基づく課題の抽出が重要となります。

産業構造や人口動態、観光の人の流れなどの実態を正確に把握するために、国が平成 27(2015)年 4 月から提供している地域経済分析システム (RESAS(リーサス))^{※22} を活用し、効果的かつ効率的な計画の策定や施策の立案を行っていきます。

(7) ICT 活用推進人材の育成

ICT の持つ効果を最大限に生かし、県庁の行政運営の効率化を実現していくためには、情報システム部門職員の ICT に係る知識や技術等の向上が必要であることから、効果的な研修体系の構築について検討していきます。

※21 RPA : Robotic Process Automation の略。従来、人が PC 操作で行っている業務を自動化すること。

※22 地域経済分析システム (RESAS(リーサス)) : 産業、観光、人口、自治体比較などに関して ビッグデータを利用し、グラフや地図で表示するシステム。

(8) 自治体クラウドの推進

マイナンバー制度の導入を機に、国はクラウドコンピューティングの一形態である自治体クラウド^{※23}の導入を推進しています。

県は、県と県内全市町で構成する栃木県市町村情報化推進協議会において、全国の導入状況を踏まえながら、自治体クラウドの調査・研究を行い、市町の導入に向けた支援を行っていきます。

II-2 情報セキュリティの強化

取組項目
(1) 情報セキュリティの強化

(1) 情報セキュリティの強化

インターネットの普及により、不正アクセスやコンピュータウイルスへの感染、個人情報の流出などの従来からの被害に加えて、近年においては、官公庁に対するサイバー攻撃が大きな問題となっています。

サイバー攻撃による官公庁の保有する個人情報の流出に対する県民の不安に応えるとともに、県民が安心して利用でき、県民に信頼される電子県庁を推進していくためには、安全対策の強化が必要となります。

そのため、栃木県情報セキュリティポリシー等に基づいたセキュリティ対策として、自己点検の実施、内部監査や第三者機関による外部監査の実施、情報セキュリティに関する職員研修の実施といった従来からの取組を引き続き行っています。

また、「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について（平成27(2015)年12月25日付け総務大臣通知）」に基づく三層からなる対策（「①マイナンバー利用事務系の情報流出の徹底防止」「②LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割」「③自治体情報セキュリティクラウド構築」）について、平成28(2016)年度にシステムを構築し、平成29(2017)年度から運用を開始しました。今後も引き続き、情報セキュリティの強化に努めていきます。

なお、庁内の各種システムで個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益の保護のため、栃木県個人情報保護条例に基づき、個人の情報の収集、利用、提供等に関し適切な取扱いを行います。

II-3 災害等に強い情報システムの確立

取組項目
(1) 災害時等におけるICT部門の業務継続

^{※23} 自治体クラウド：複数の地方自治体が共同で情報システムを利用する取組で、共同でシステムを導入、利用することにより情報システムの導入経費、運用経費の削減を行うことを目的としている。またセキュリティや防災上の利点もあるとされている。

(1) 災害時等における ICT 部門の業務継続

東日本大震災を機に、自治体における業務継続体制の確保が改めて注目されることになりました。

県においては、「栃木県業務継続計画」を策定し、災害時でも重要業務が実施・継続できるよう体制を整えました。

また、自治体において行政サービスを提供するにあたっては情報システムの稼働が必要不可欠であることから、上記計画に基づき、重要情報システムについても業務継続の体制を整えました。

今後、災害や大規模な通信障害等により情報システムやネットワークに被害を受けた場合においても、業務の実施・継続ができるよう定期的に訓練等を実施するなど、災害等に備えた取組を着実に進めます。

【評価指標一覧】

	評価指標	基準値	平成29(2017)年度 実績値	目標値
1	「情報モラルなどを指導する能力」について「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合	81.5% (平成26(2014)年度)	84.3%	85% (平成32(2020)年度)
2	IoT等導入企業数（今後新たにIoT推進ラボを通じて導入する企業数）	0社 (平成29(2017)年度はIoT推進ラボ未設置)	同左	30社 (平成30(2018)～32(2020)年度)
3	とちぎ旅ネットのアクセス件数累計	1,376万件 (平成22(2010)～26(2014)年度)	914万件 (平成28(2016)～29(2017)年度)	1,600万件 (平成28(2016)～32(2020)年度)
4	とちぎファーマーズチャレンジネットのアクセス件数	52万5,000件 (平成26(2014)年度)	94万件	100万件 (平成32(2020)年度)
5	外国人住民のための多言語携帯メールの登録者数	1,570人 (平成26(2014)年度)	2,523人	2,200人 (平成32(2020)年度)
6	県庁ホームページのアクセス件数累計	3,695万件 (平成22(2010)～26(2014)年度)	2,036万件 (平成28(2016)～29(2017)年度)	4,000万件 (平成28(2016)～32(2020)年度)
7	「オープンデータ・ベリ-とちぎ」掲載データ種類	107種類 (平成26(2014)年度)	176種類	250種類 (平成32(2020)年度)
8	電子申請システム等利用件数	71,667件 (平成26(2014)年度)	82,580件	100,000件 (平成32(2020)年度)
9	マイナンバーカード交付率	9.7% (平成29(2017)年度)	同左	交付率の増加
10	共同利用型基盤の構築によるサーバ集約	対象サーバ 196台 (平成28(2016)年度)	93台	7台 (平成32(2020)年度)

5 プランの推進体制

5-1 栃木県情報化推進本部

情報化の進展に対応した地域における情報化及び県行政の情報化を図り、県民の利便性の向上及び行政サービスの充実を総合的かつ円滑に推進するため、県では全庁的な組織として副知事を本部長（CIO^{※24}）とする栃木県情報化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、部局間の総合的な調整やプランなどの基本的な計画の策定を行っています。

今後も、推進本部を通じて、部局間の連絡調整や課題検討を進めていきます。

また、プランに掲げる取組の進捗状況については、当該年度の計画と前年度の実績をまとめたアクションプランを毎年度作成・公表し、進行管理を行います。

併せて、情報セキュリティ対策の推進及び管理を行うため、「栃木県情報セキュリティ委員会」を設置し、副知事を最高情報セキュリティ責任者（CISO^{※25}）として県庁全体の情報セキュリティの徹底を図っています。

5-2 栃木県市町村情報化推進協議会

情報化の進展に対応し、地域情報化の円滑かつ着実な推進を図るためには、県と市町が連携して対応する必要があります。

このため、県と県内市町で構成する栃木県市町村情報化推進協議会などを通じ、総合行政ネットワーク（LGWAN）^{※26}の活用や、「自治体クラウド」の導入に向けた調査、研究など、地域情報化を推進する上での課題解決に向けた取組を進めます。

※24 CIO：Chief Information Officer の略。情報化戦略の立案・見直しを行う最高情報統括責任者のこと。

※25 CISO：Chief Information Security Officer の略。情報セキュリティ対策の立案・見直しを行う最高情報セキュリティ責任者のこと。

※26 総合行政ネットワーク（LGWAN）：LGWANとはLocal Government Wide Area Networkの略で、地方公共団体を相互に接続する行政専用の通信ネットワーク。国の行政ネットワークである政府共通ネットワークとも接続し、国との情報交換の基盤ともなる。

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

とちぎブランド推進のキャッチフレーズ

ベリー グッド ローカル とちぎ
VERY  GOOD LOCAL

「グッドローカルなとちぎが地方のモデルになっていこう。」
ローカルの良さが詰まったとちぎが、前向きな決意を込めて宣言します。

とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020
【 付 属 資 料 】

とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020【付属資料】 目次

とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020 策定の経過	1
とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020 改定の経過	2
県民意見の反映等	4

とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020 策定の経過

(1) 栃木県 ICT 推進懇談会開催状況

第 1 回 平成 27(2015)年 8 月 26 日

- ・情報化の現状等について
- ・とちぎ ICT 推進プランの取組実績等について
- ・「新とちぎ ICT 推進プラン（仮称）」の策定について

第 2 回 平成 27(2015)年 12 月 11 日

- ・第 1 回懇談会の結果について
- ・「新とちぎ ICT 推進プラン（仮称）」の素案について

第 3 回 平成 28(2016)年 2 月 15 日

- ・「とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020」の最終案について

(2) 栃木県 ICT 推進懇談会委員

(50音順 敬称略)

氏 名	所属・職名	分 野
阿部 博美	栃木県議会 県政経営委員会 副委員長	県議会
池田 勇介	(一社) 栃木県情報サービス産業協会 理事	IT産業
○ 黒川 辰美	(一社) 栃木県商工会議所連合会 常務理事兼事務局長	経済団体
高橋 一博	栃木県市長会 (宇都宮市総合政策部情報政策課長)	行政
坪内 智子	栃木県生活学校連絡協議会 監事	消費者団体
◎ 永井 明	宇都宮大学総合メディア基盤センター長	学識経験者
花里 敦夫	NHK 宇都宮放送局 技術部長	放送事業者
星 光徳	栃木県町村会 (茂木町企画課長)	行政
山田 義治	会社役員	公募
渡部 浩幸	東日本電信電話(株) 栃木支店 栃木法人営業部門長	通信事業者

◎会長 ○会長代理

(3) 栃木県 ICT 推進懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 本県における地域情報化の推進に当たり、県民、学識経験者、関係団体それぞれの立場から本県の情報化の推進等について幅広く意見を求めるため、栃木県 ICT 推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 新とちぎ ICT 推進プラン（仮称）の検討に関すること。
- (2) その他新とちぎ ICT 推進プラン（仮称）の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員 11 名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県内各界各層の有識者
- (2) 公募による委員

2 委員の任期は、委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、必要に応じ議事に関係のある者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、栃木県経営管理部情報システム課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 6 月 16 日から適用し、平成 28 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020 改定の経過

(1) 栃木県官民データ活用推進計画策定有識者会議開催状況

第1回 平成 30（2018）年 12 月 14 日

- ・「とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020」改定素案について

第2回 平成 31（2019）年 2 月 1 日

- ・「とちぎ ICT 推進プラン 2016～2020」改定最終案について

(2) 栃木県官民データ活用推進計画策定有識者会議委員

(50音順 敬称略)

氏名	所属・職名	分野
大貫 勉	ヤマゼンコミュニケーションズ(株)	民間企業
木村 正樹	(一社)栃木県情報サービス産業協会 監事	IT産業
◎永井 明	宇都宮大学総合メディア基盤センター長	学識経験者
谷田部 正一	栃木県市長会(宇都宮市総合政策部情報政策課長)	行政
○山田 義治	(公社)栃木県経済同友会 行財政改革委員会 副委員長	経済団体

◎会長 ○会長代理

(3) 栃木県官民データ活用推進計画策定有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 官民データ活用推進基本法に基づき、栃木県官民データ活用推進計画を策定するにあたり、産学官の各分野の有識者から、ICT やオープンデータ活用についての意見等を求めるため、栃木県官民データ活用推進計画策定有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 栃木県官民データ活用推進計画の検討に関すること。
- (2) その他栃木県官民データ活用推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員5名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、県内産学官の各分野における有識者から知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

(会長)

第5条 有識者会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 有識者会議は、必要に応じ議事に関係のある者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、栃木県経営管理部情報システム課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成30年10月9日から適用し、平成31年3月31日をもってその効力を失う。

県民意見の反映等

(1)とちぎネットアンケート「インターネットの利用状況について」

インターネットの利用状況及びインターネットを利用したサービスに対する県民ニーズを把握することを目的として、平成27(2015)年7月1日～14日に実施しました。(回答者数195名)

(2)情報通信技術の利活用に関する県民ニーズ調査

情報通信技術を活用した行政サービスについて、県民のニーズを把握することを目的として平成27(2015)年6月20日～7月20日に実施しました。(回答数21)

(1)のとちぎネットアンケートが事前に登録している県民が対象の調査であるため、登録をしていない県民、法人、団体等からの意見を求めるために実施しました。

(3)パブリック・コメント

① 新とちぎICT推進プラン(仮称)【素案】に対するパブリック・コメントを平成27(2015)年12月25日～平成28(2016)年1月24日に実施しました。

② 『「とちぎICT推進プラン2016～2020」改定素案』に対するパブリック・コメントを平成30(2018)年12月21日～平成31(2019)年1月20日に実施しました。いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ

とちぎブランド推進のキャッチフレーズ

ベリー グッド ローカル とちぎ
VERY  GOOD LOCAL

「グッドローカルなとちぎが地方のモデルになっていこう。」
ローカルの良さが詰まったとちぎが、前向きな決意を込めて宣言します。